

第6次志木市 男女共同参画基本計画

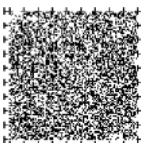
令和3年度～令和7年度



令和3年2月
志木市

この計画書の各ページには、視覚障がいがある方などのために音声コード（Uni-Voice）を印刷してあります。この音声コードは、専用の読み上げ機械や携帯電話・スマートフォンのアプリを使い、紙面の内容を音声で聞くことができます。

なお、利用者が音声コードの場所を認識できるように、半円形の切り欠きを設けてあります。



はじめに

志木市では、平成14年6月に制定した「志木市男女共同参画推進条例」に基づき、平成28年3月に「第5次志木市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する意識啓発をはじめ、保育環境の整備やDV被害者に対する支援など幅広い施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。



この間、国では女性活躍推進法や育児・介護休業法を改正するなど、社会全体で女性の活躍を推進する機運が高まっており、男性の長時間労働の見直しや男女がともに仕事と家庭を両立できる環境の整備が求められています。

また、令和元年10月に実施しました市民意識調査では、男女共同参画に関する意識や理解が進む一方、家事や育児などについては男性の参画が未だに少ないという現状が見えてきました。

こうした社会情勢の変化や本市の現状など、さまざまな観点を踏まえ、今後5年間の施策を着実に推進するための基盤となる「第6次志木市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、男性の家庭参画の促進や性の多様性についての理解促進など、今日的な課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく「志木市女性活躍推進計画」、DV防止法に基づく「志木市DV防止基本計画」なども包含しており、男女共同参画を推進するための総合計画として位置づけております。

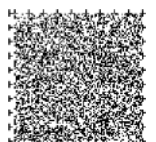
今後におきましても、本計画に基づき一人ひとりの人権が尊重され、市民の皆様が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民・事業者等の皆様と連携、協力し合いながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

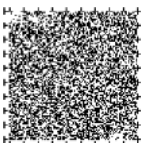
結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様、並びに、慎重かつ活発に審議を重ねていただいた志木市男女共同参画審議会委員の皆様にご心より感謝と御礼を申し上げます。

令和3年2月

志木市長

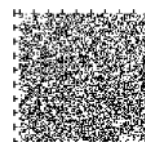
香川 武文





目 次

第 1 章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進体制	3
5	計画策定の背景	4
第 2 章	男女共同参画に関する志木市の現状	9
1	統計からみる現状	10
2	市民意識調査からみる現状	16
3	第 5 次志木市男女共同参画基本計画の評価	21
第 3 章	計画の概要	23
1	計画の基本理念	24
2	計画の体系	26
3	計画の指標	28
第 4 章	計画の内容	31
基本目標Ⅰ	あらゆる人権が尊重されるまち	32
課題 1	男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発	32
課題 2	男性の家庭参画の促進	34
基本目標Ⅱ	だれもが安心して暮らせるまち	36
課題 1	DV やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	36
課題 2	DV 被害者に対する相談・支援体制の充実	38
課題 3	生涯を通じた健康づくり	40
基本目標Ⅲ	あらゆる分野で男女が活躍できるまち	42
課題 1	男女がともに働きやすい環境づくり	42
課題 2	政策・方針等の決定における女性の参画推進	44
基本目標Ⅳ	男女共同参画を連携して進めるまち	46
課題 1	市民・事業者等との連携	46
課題 2	市の推進体制の充実	47

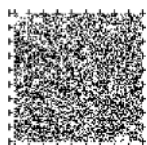


第5章 資料編 49

1 第6次志木市男女共同参画基本計画策定の経緯.....	50
2 志木市男女共同参画審議会委員名簿.....	51
3 男女共同参画に関する年表.....	52
4 関係法令等.....	60
(1)日本国憲法（抄）.....	60
(2)男女共同参画社会基本法.....	60
(3)埼玉県男女共同参画社会基本条例.....	64
(4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）.....	66
(5)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）.....	74
(6)志木市男女共同参画推進条例.....	82
(7)志木市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱.....	85
5 用語解説一覧.....	86

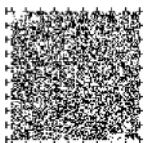
本計画書の見方

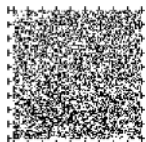
- 内容の説明を必要とする用語は、本文中に注釈番号を付けて、ページ下部に説明文を記載しています。また、巻末の「用語解説一覧」にも掲載していますので、ご参照下さい。
- グラフの集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してあります。このため、合計が100.0%にならない場合があります。



第1章

計画の基本的な考え方





1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を昭和62年に策定して以来、積極的に事業を展開し、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきました。

一方、社会・経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少なくことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、女性に対する暴力の根絶など、依然として取り組むべき多くの課題があります。

また、法制度の面では、平成28年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*¹」（以下「女性活躍推進法」という。）が完全施行され、令和元年には、女性活躍のさらなる推進や一般事業主行動計画*²の策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われるなど、男女共同参画社会の実現に向けた動きが進んでいます。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取組を継承、発展させることにより、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第6次志木市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法*³第14条第3項及び志木市男女共同参画推進条例第14条に基づく基本的な計画です。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を勘案するとともに、「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)」の分野別計画として位置づけられています。
- (3) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*⁴（以下「DV*⁵防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「志木市DV防止基本計画」を包含しています。
- (4) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「志木市女性活躍推進計画」を包含しています。
- (5) 本計画は、志木市男女共同参画審議会の答申を尊重するとともに、令和元年10月に実施した「志木市男女共同参画に関する市民意識調査」を通して寄せられた市民の意見等を踏まえて策定するものです。

用語解説

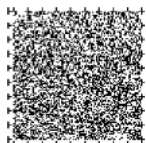
*1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。

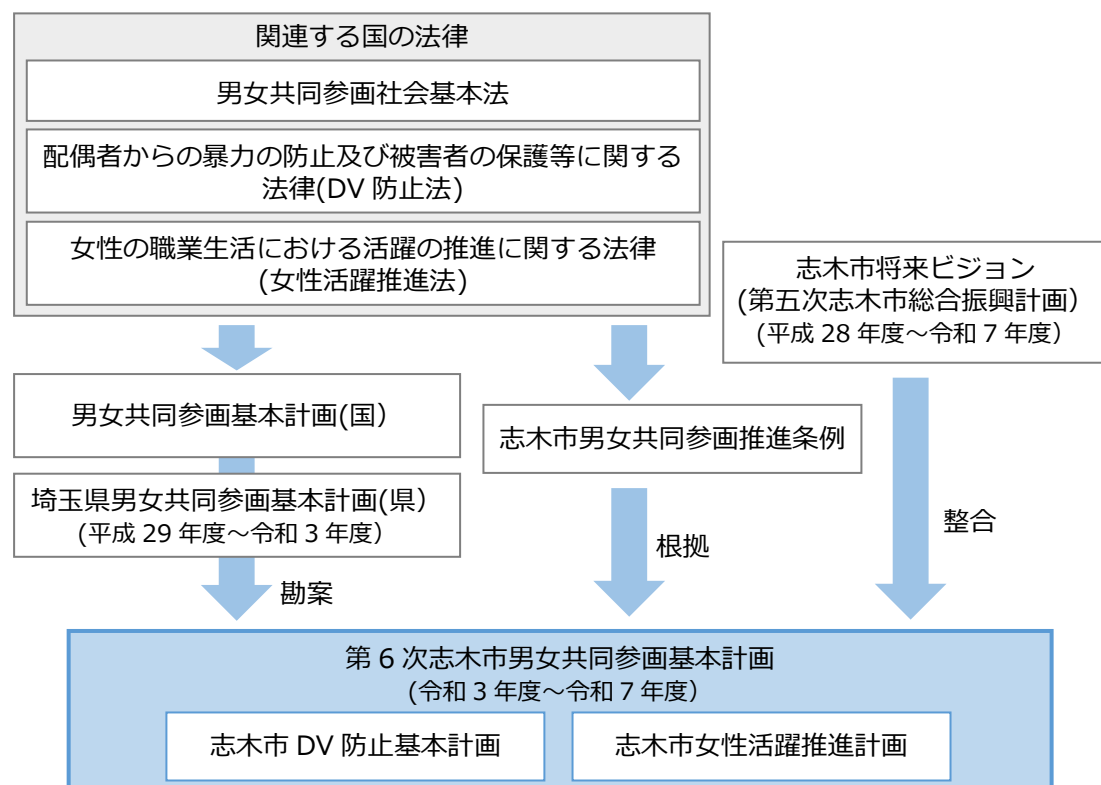
*2 一般事業主行動計画：企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組むための行動計画。

*3 男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

*4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る法律。

*5 DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者等の親密な関係にある男女の間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。





3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
男女共同参画基本計画(国)	第4次計画					第5次計画				
埼玉県男女共同参画基本計画(県)										
志木市男女共同参画基本計画	第5次計画					第6次計画				
志木市将来ビジョン (第五次志木市総合振興計画)	将来構想									
	前期実現計画					後期実現計画				

4 計画の推進体制

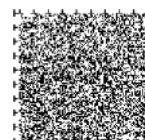
本計画は、次に掲げる機関と連携しながら推進します。

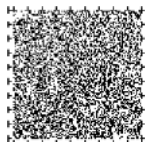
(1) 志木市男女共同参画審議会

男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること、苦情の申立ての処理に関するもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について調査審議します。

(2) 志木市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画推進のための施策について、関係課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための調査をし、検討を行います。





5 計画策定の背景

本計画策定の背景として、国内外における男女共同参画社会の実現に向けた取組の歴史などを示します。

(1) 世界の主な動き

○国際婦人年から国際連合(国連)婦人の十年

性差別撤廃に向けた世界的な取組を進めるため、昭和50(1975)年は「国際婦人年」と定められ、メキシコシティで開催された「第1回世界女性会議」にて、「平等、開発、平和」を目標としたガイドライン「世界行動計画」が採択されました。

その後、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間は「国連婦人の十年」とされ、女性の地位向上に向けた世界的な活動がスタートすると、昭和54(1979)年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)*⁶」が採択されました。

○第4回世界女性会議(北京女性会議)からの動き

「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和60(1985)年に世界会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、平成7(1995)年に北京で開かれた「第4回世界女性会議」において、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この行動綱領には、女性のエンパワメント*⁷に向けて優先的に取り組むべき12の重大問題領域(貧困、教育と訓練、健康、暴力など)が定められ、具体的な戦略目標が示されました。

平成12(2000)年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、行動綱領の検証と更なる戦略が討議され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ*⁸」(成果文書)が採択されました。その後も5年の節目ごとに、これまでの取組状況に関するレビューや広報・啓発などが行われています。

○「自然災害におけるジェンダー*⁹平等と女性のエンパワメント」決議の採択

平成24(2012)年に開催された第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験を踏まえ、より女性に配慮した災害への取組を促進するために我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議が採択されました。

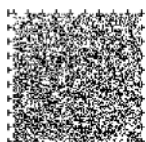
用語解説

*6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：女子に対する差別を定義し、公的活動、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

*7 エンパワメント：女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけていくこと。

*8 イニシアティブ：率先、構想、戦略などの意味の言葉。

*9 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。



○国連の「持続可能な開発目標(SDGs)*¹⁰」の発効

平成27(2015)年に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の持続可能な開発目標(SDGs)の中に「目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

(2) 国の主な動き

○「国内行動計画」の策定から「女子差別撤廃条約」の批准

「第1回世界女性会議」で採択された「世界行動計画」を受けて、総理府(現内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正、男女雇用機会均等法*¹¹の制定、家庭科の男女共修などの法律や制度の整備が図られ、昭和60(1985)年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

平成8(1996)年には「北京女性会議」で採択された「行動綱領」等を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○「男女共同参画社会基本法」の施行

平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行、平成12(2000)年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成13(2001)年には、内閣府に「男女共同参画局」と「男女共同参画会議」が設置され、さらなる体制の強化が図られました。

○「DV 防止法」の施行

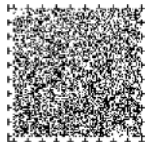
平成13(2001)年には「DV防止法」が施行され、配偶者からの暴力に関わる通報、相談、自立支援などの体制整備が盛り込まれました。その後、約3年ごとに改正され、平成25(2013)年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法律の適用対象となりました。令和元(2019)年の改正では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所、保護の対象として被害者の同伴家族が含まれることが明文化されました。

用語解説

*10 持続可能な開発目標(SDGs)：平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

*11 男女雇用機会均等法：雇用の分野における性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている法律。





○「次世代育成支援対策推進法^{*12}」の施行

平成15(2003)年には、子どもたちの健やかな誕生と育成環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等の取組が進められています。

○「第4次男女共同参画基本計画」の策定

平成27(2015)年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、長時間勤務や、転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等の変革、女性活躍推進法の着実な施行等により女性の採用、登用推進のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組、地域における推進体制の強化などが進められてきました。

○「女性活躍推進法」等の施行

平成28(2016)年には、「女性活躍推進法」が完全施行され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等に関する規定が明記されました。

女性の活躍推進については、平成30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*13}」が施行されたほか、内閣府の「女性活躍加速のための重点方針2019」において、重点的に取り組むべき事項が示されました。

○頻発する大規模災害・世界規模の感染症への対応における男女共同参画の視点

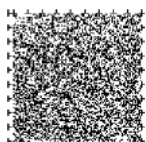
「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」(令和2(2020)年8月)においては、大規模災害の発生や感染症の流行は、女性や脆弱な状況の人々により深刻な影響を及ぼすことから、平常時から男女共同参画を推進し、非常時に女性への負担等が集中しないようにする必要があるという視点が示されました。

(3) 埼玉県の主な動き

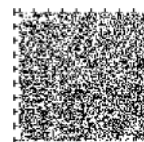
○行動計画の策定

昭和50(1975)年の国際婦人年以降の国内外の動向や県の状況を踏まえ、昭和55(1980)年に埼玉県の第一次行動計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和61(1986)年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成7(1995)年には、「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

用語解説



- *12 次世代育成支援対策推進法：次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。
- *13 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律：男女の選挙候補者の数が均等になるよう努力義務を位置づけ、女性の政治参画を積極的に推進する法律。



○「埼玉県男女共同参画推進条例」の施行

平成12(2000)年に「彩の国国際フォーラム2000」が開催され、女性の国際的な連携を考える契機とし、同年4月には全国に先駆けて、「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。

○「埼玉県男女共同推進プラン2010」の策定

平成14(2002)年2月には「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。また、男女共同参画社会づくりのための拠点として、同年に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」が開設されました。

平成24(2012)年7月には「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、平成29(2017)年3月には、経済社会における女性の活躍が更に広がるよう、施策の柱として、新たに「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」を掲げた基本計画が策定されています。

○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定

平成16(2004)年のDV防止法の一部改正を受け、平成18(2006)年に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、その後、平成21(2009)年にDV防止法の一部改正を受け、第2次の基本計画が策定されました。

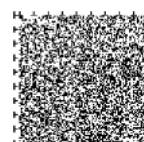
平成24(2012)年には、従来の取組を一層推進するほか、デートDV(交際相手からの暴力)の予防啓発の推進と相談体制の充実などについて重点的に取り組むため、第3次となる基本計画が策定され、平成29(2017)年には、県全体のDV対策を一層推進するため、第4次の基本計画が策定されています。

(4) 志木市の主な動き

○男女共同参画への取組の始まり

本市では、昭和61(1986)年に策定された「第二次志木市総合振興計画」に、初めて婦人問題対策が明記されました。また、同年、本市の福祉部社会課内に婦人児童係を新たに設置するとともに、関係機関との連携を推進するため、同年11月に「婦人問題庁内連絡会議」を設置し、昭和62(1987)年6月に、第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を策定しました。

その後、昭和63(1988)年から女性情報紙「志木の女性」(後に「SeeSaw」と改称)を発行し、さらに平成5(1993)年に「志木市女性会議」を発足させるなど、男女共同参画を目指した市民活動への働きかけが始まりました。



○「しき・女と男のハーモニープラン」から「第5次志木市男女共同参画基本計画」の策定まで

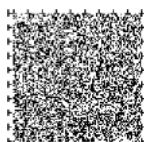
平成8(1996)年には「志木市婦人問題行動計画」の見直しを行い、第2次基本計画として新たに「しき・女と男のハーモニープラン」を策定しました。平成12(2000)年には、子育て中の親が子どもを預けて、市で行う事業や相談などに参加できるように、保育スタッフ制度を創設し、平成13(2001)年には女性議会の開催や女性相談の開設などの取組がスタートしました。

そして、平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、県内4番目の早期となる平成14(2002)年6月に、市民による条例検討委員が中心となり「志木市男女共同参画推進条例」を制定し、本市が男女共同参画社会を目指す基本姿勢を明確に示しました。

条例に規定した6つの基本理念のもと、「志木市男女共同参画審議会」や「志木市男女共同参画庁内推進会議」を設置するとともに、計画的に取組を推進するため、年次報告書で進捗管理を行うなどの体制づくりを進めました。

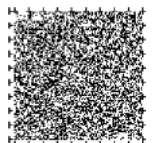
さらに、平成20(2008)年に企画部政策推進課内に人権推進室を設置し、平成21(2009)年に「志木市DV対策ネットワーク」及び「志木市DV対策庁内連携会議」を設置してDV被害者の支援を組織的に行う体制を整えました。平成25(2013)年には、庁内に「志木市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための支援を組織的に行っています。

平成28(2016)年3月には、「第5次志木市男女共同参画基本計画」を策定し、「男女のあらゆる人権が尊重されるまち」、「お互いの性を尊重し、不安や暴力を生まないまち」、「仕事と生活の調和がとれた、ふれあいあふれるまち」、「“市民力”を活かして男女共同参画の推進を図るまち」を目標とした取組を推進してきました。



第2章

男女共同参画に関する志木市の現状



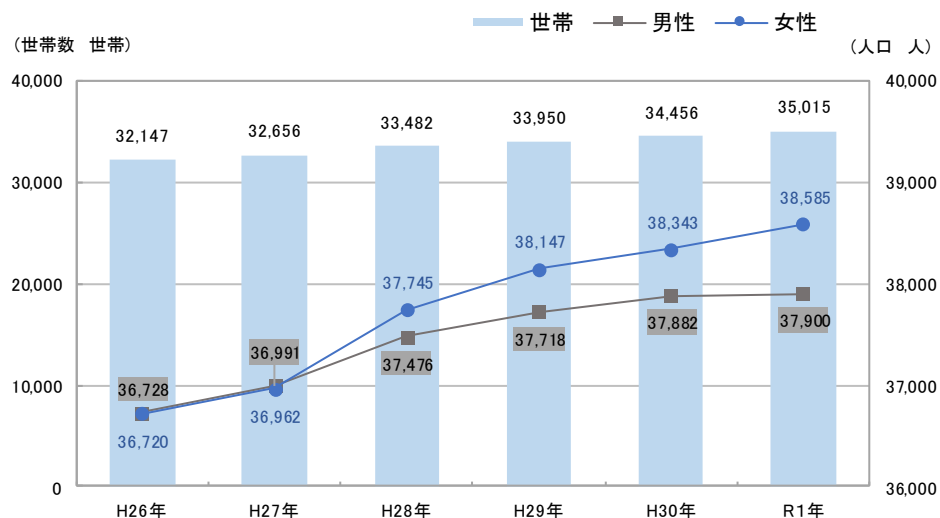
1 統計からみる現状

(1) 男女別人口と世帯の状況

○人口・世帯の推移

本市の近年における人口、世帯数は増加傾向にあり、女性の人口がやや多くなっています。令和元年には、男性が37,900人(49.6%)、女性が38,585人(50.4%)となっています。

□世帯数と男女別人口の推移

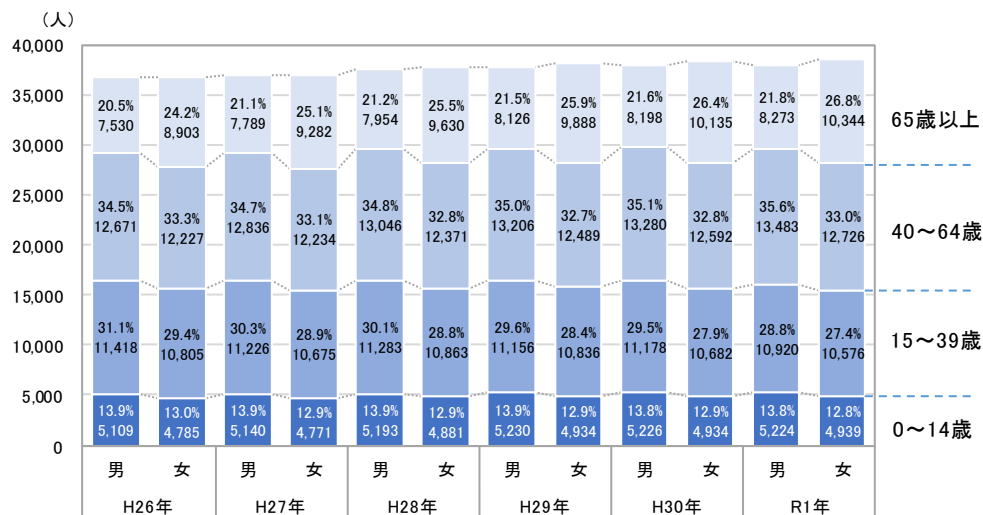


資料：総合窓口課(各年 10月1日)

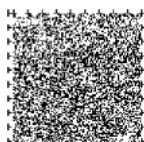
○年齢別・男女別人口の推移

年齢別男女別の人口構成は、15歳未満では男女の割合はほぼ同じですが、15歳から64歳までは男性の割合が高く、65歳以上では女性の割合が高い傾向にあります。

□年齢別・男女別人口構成の推移



資料：総合窓口課(各年 10月1日)

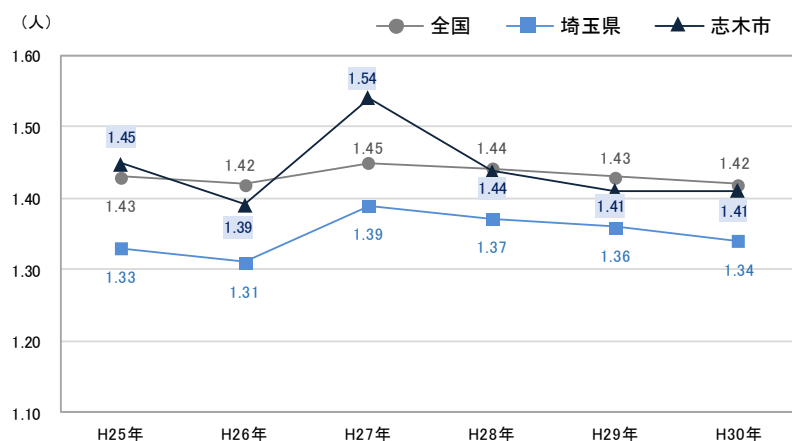


(2) 出産・高齢化の状況

○合計特殊出生率*¹⁴の推移

合計特殊出生率は、国・県ともに平成27年以降、緩やかな減少傾向にあります。本市では、大規模マンションの建設により、子育て世代の転入が増加したため、平成27年は上昇に転じましたが、平成28年以降は、国や県と同様に緩やかな減少傾向にあります。

□合計特殊出生率の推移

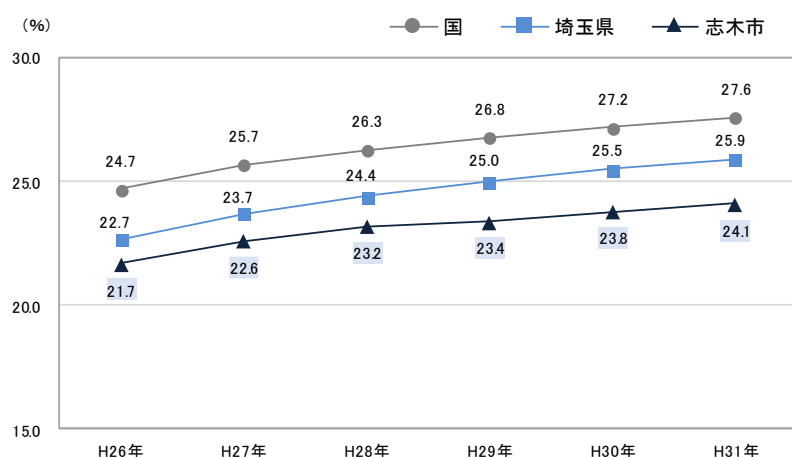


資料：国・県…総務省統計局 市…埼玉県保健医療政策課

○高齢化率の推移

本市の全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、国や県に比べて低いものの、上昇傾向がみられます。

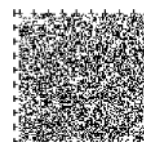
□高齢化率の推移



資料：住民基本台帳年齢階級別人口(各年1月1日)

用語解説

*14 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

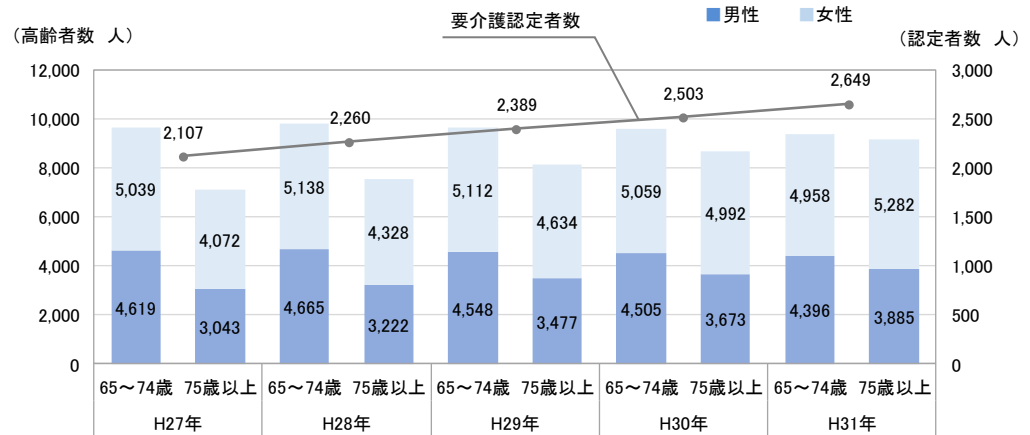


○高齢者年齢別男女別人口の推移

本市の65歳から74歳までの前期高齢者は男女ともに減少傾向にありますが、75歳以上の後期高齢者は男女ともに増加傾向にあります。

また、要介護認定者数も年々増加しています。

□高齢者の性別・年齢別推移

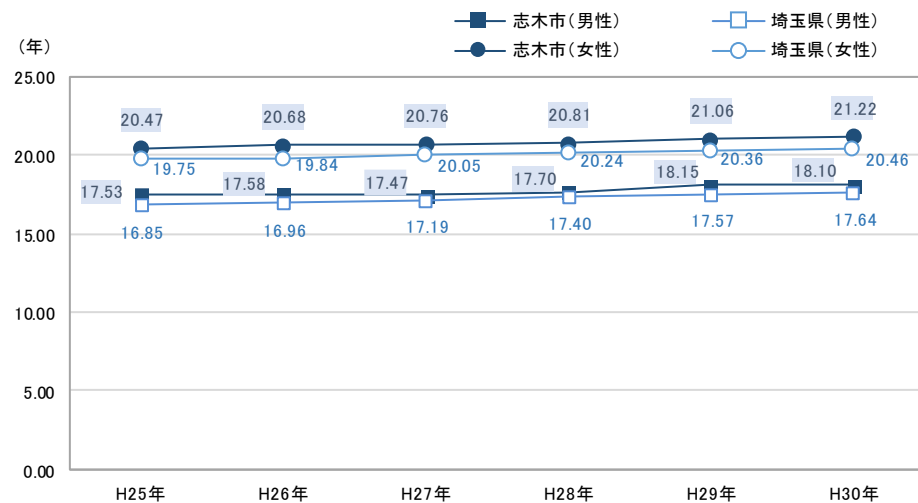


資料：長寿応援課(各年 3 月 31 日)

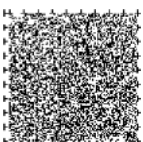
○健康寿命の推移

埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。本市の健康寿命は、男女ともに県に比べて高く、上昇傾向がみられます。

□65 歳健康寿命の性別推移



資料：健康政策課



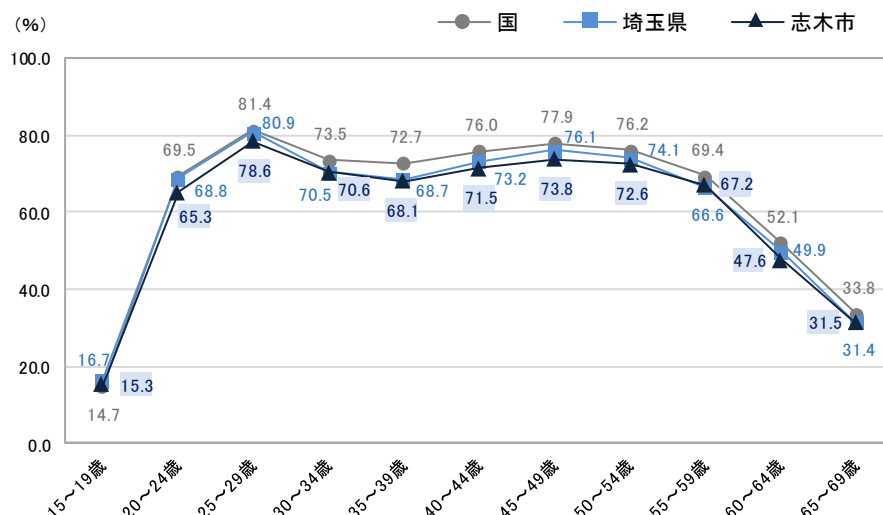
(3) 女性の就労・参画状況

○女性の労働力率*15の年齢別状況

本市における女性の生産年齢における労働力率は、20歳代後半にピークを迎え、その後、結婚や出産などを経験する時期にあたると下降しています。40歳代前半期に再び上昇に転じ、40歳代後半期には73.8%まで回復しています。

なお、本市の労働力率は、国に比べて低い傾向となっています。

□女性の生産年齢における労働力率



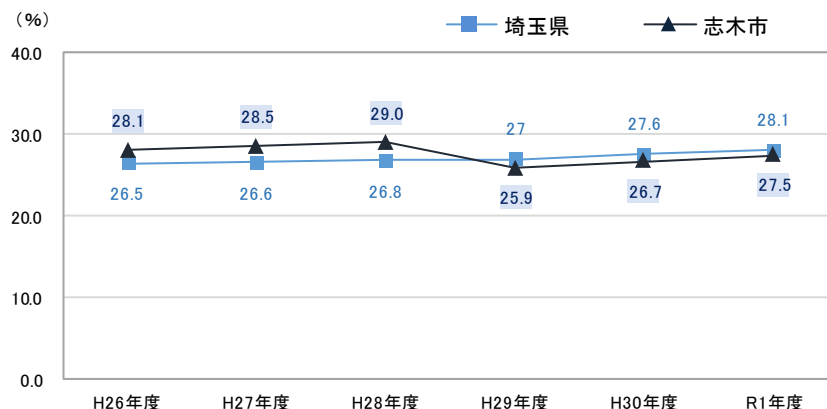
資料：平成 27 年国勢調査、就労状況等基本方針、労働力状態(8 区分)、年齢(5 歳階級)、男女別 15 歳以上人口及び労働力率 - 都道府県、市区町村

○審議会等における女性委員の割合

法令又は条例で設置されている審議会等においては、委員の男女構成の均衡を図るよう努めていますが、専門性が要求される場合や役職に基づき委嘱する場合もあり、女性委員の割合は30%未満で推移しています。

□審議会等における女性委員の割合

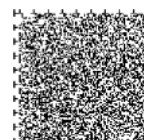
※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数



資料：人権推進室

用語解説

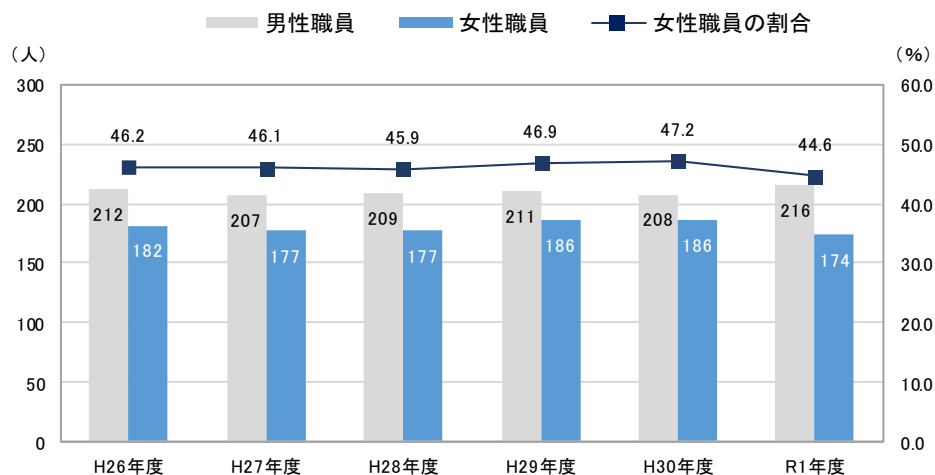
*15 労働力率：15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数。



○市役所における女性職員の割合

本市の市役所における女性職員の割合は、半数以下で推移しており、令和元年度には44.6%となっています。

□女性職員の割合

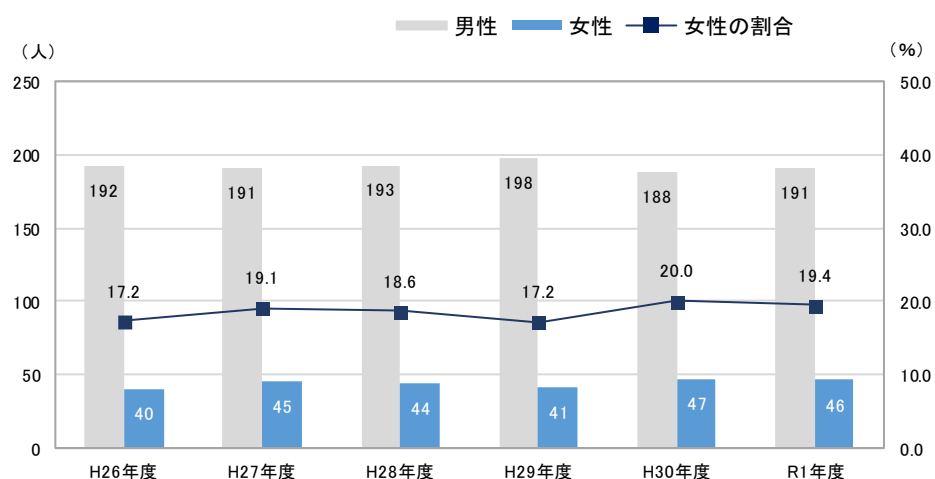


資料：人事課

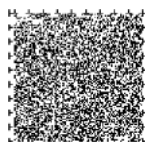
○町内会の方針決定への参画

町内会などの地域活動では、方針決定に関わる役職である町内会会長・副会長のうち、女性の占める割合は約20%となっています。

□町内会における女性の会長・副会長の割合



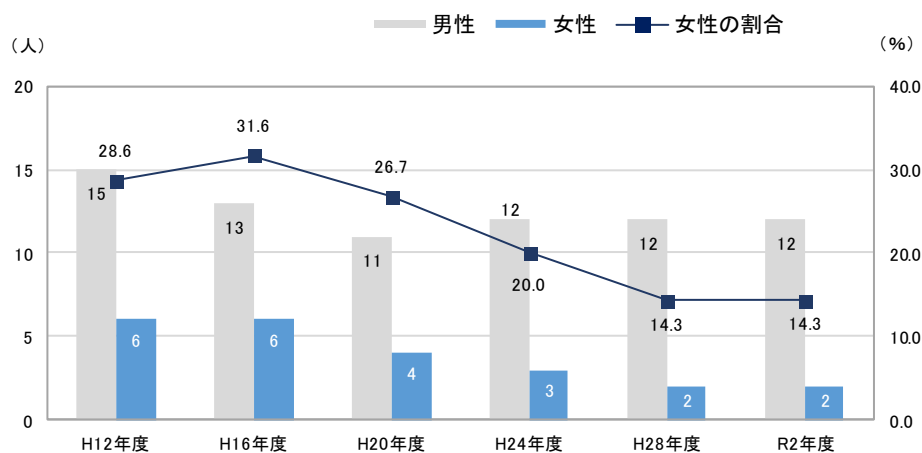
資料：市民活動推進課



○市議会への参画

市議会における女性議員の割合は、平成16年度に31.6%となり、令和2年度には14.3%となっています。

□市議会における女性議員の割合



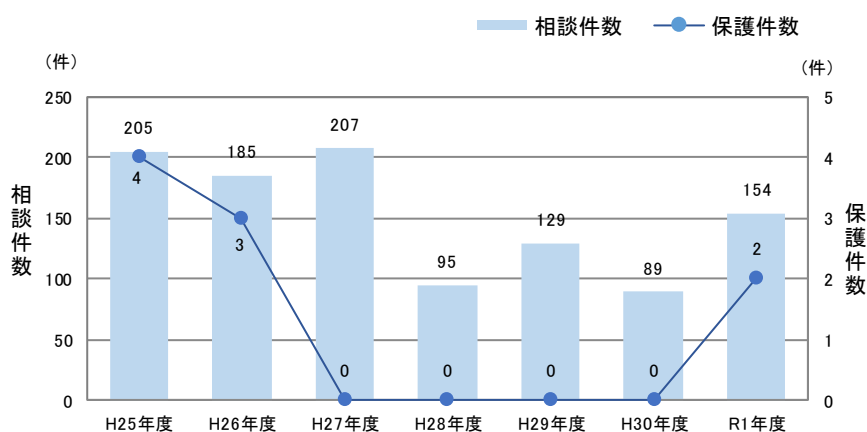
資料：議会事務局(各年度 5月1日現在)

(4) DV 相談の状況

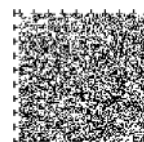
○ODV に関する相談と保護

DVに関する相談と保護件数は年度によって増減がありますが、令和元年度には相談件数が154件、保護件数が2件となっています。

□DV に関する相談と保護の件数の推移



資料：志木市DV対策ネットワーク会議



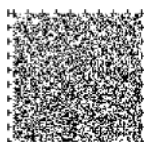
2 市民意識調査からみる現状

(1) 調査の概要

調査目的	本計画の基礎資料とすることを目的として実施
調査期間	令和元年 10 月 1 日(火) ～10 月 31 日(木)
調査方法	調査地域：市全域 調査の対象：市内在住の 18 歳以上の男女各 500 人(計 1,000 人)を無作為抽出 配布・回収方法：郵送
回収状況	配布数：1,000 件 回収数：389 件 回収率：38.9%
調査項目	1. 回答者の基本属性 2. 男女平等感について 3. 子育てや介護について 4. 家事について 5. 子どもの教育について 6. 就業について 7. ワーク・ライフ・バランス*¹⁶(仕事と生活の調和) について 8. 社会参画について 9. DV(ドメスティック・バイオレンス) について 10. セクシュアル・ハラスメント*¹⁷(性的嫌がらせ) について 11. 人権について 12. 男女共同参画社会実現のための施策について

用語解説

- *16 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
- *17 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。

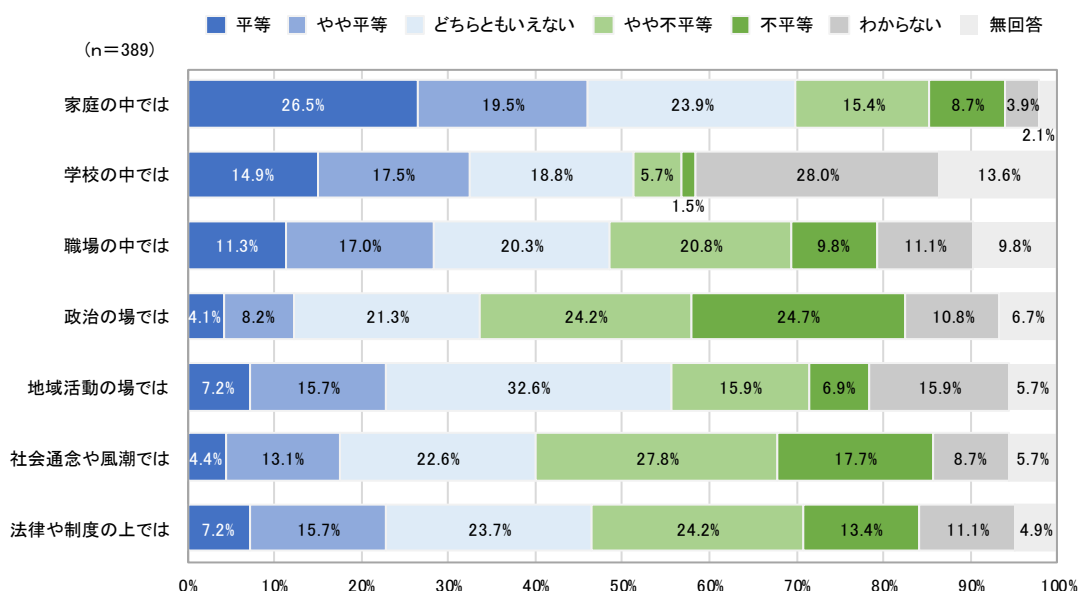


(2) 結果の概要

〇男女平等感について

男女平等感について、最も平等に感じているのは「家庭の中では」で、最も平等に感じていないのは「政治の場では」となっています。

問 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

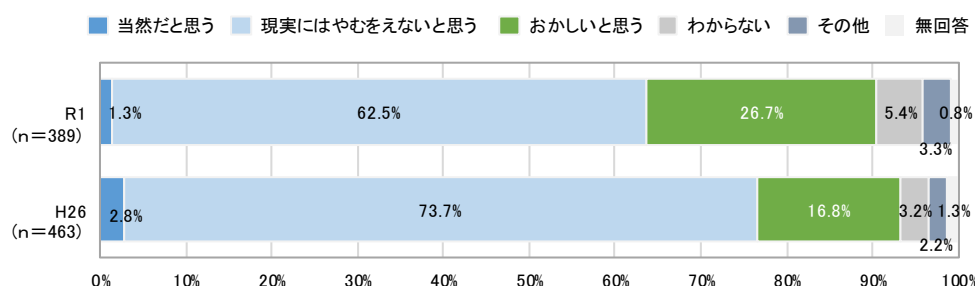


資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

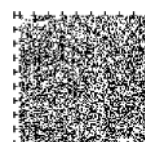
〇子育てや介護について

女性が子育てや介護を主に行っていることが多い現状について、「現実にはやむをえないと思う」が62.5%で最も割合が高く、次いで「おかしいと思う」が26.7%となっています。

問 子育てや介護は、女性が主に行っていることが多い現状ですが、あなたは、これについてどのように思いますか。



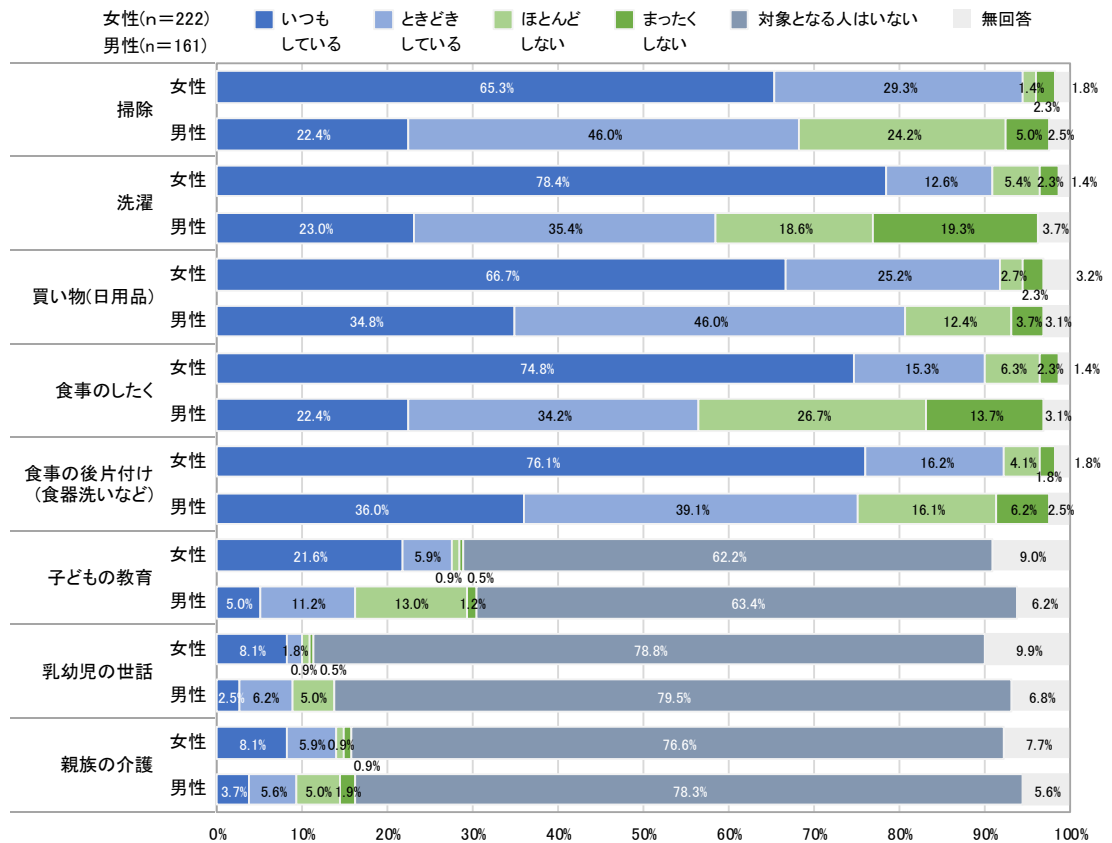
資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



○家事について

家事、育児、介護をどの程度行っているかについて、「いつもしている」項目を性別で見ると、全ての項目で女性の方が高い割合になっており、特に「洗濯」及び「食事のしたく」では、50%以上の乖離が生じています。

問 あなたは、ご家庭の家事や育児・介護をどの程度行っていますか。

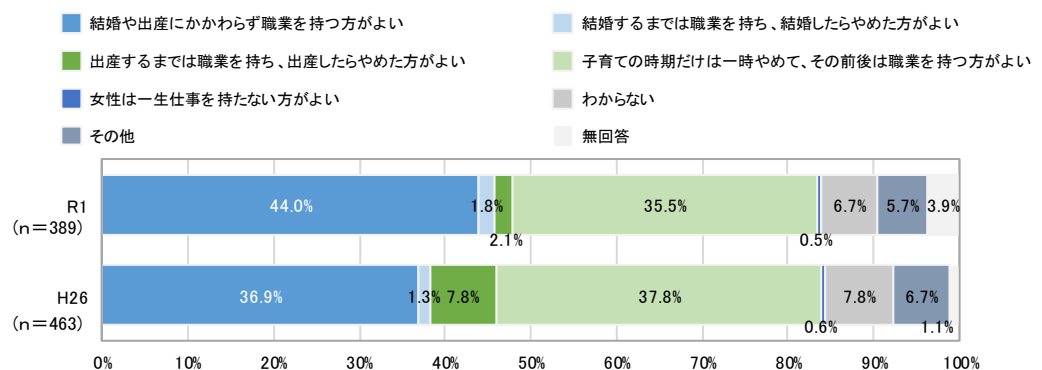


資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

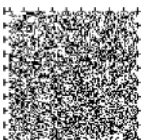
○就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚や出産にかかわらず職業を持つ方がよい」が44.0%で最も割合が高く、次いで「子育ての時期だけは一時やめて、その前後は職業を持つ方がよい」が35.5%となっています。

問 あなたは、女性が職業を持つことについてどのように思いますか。



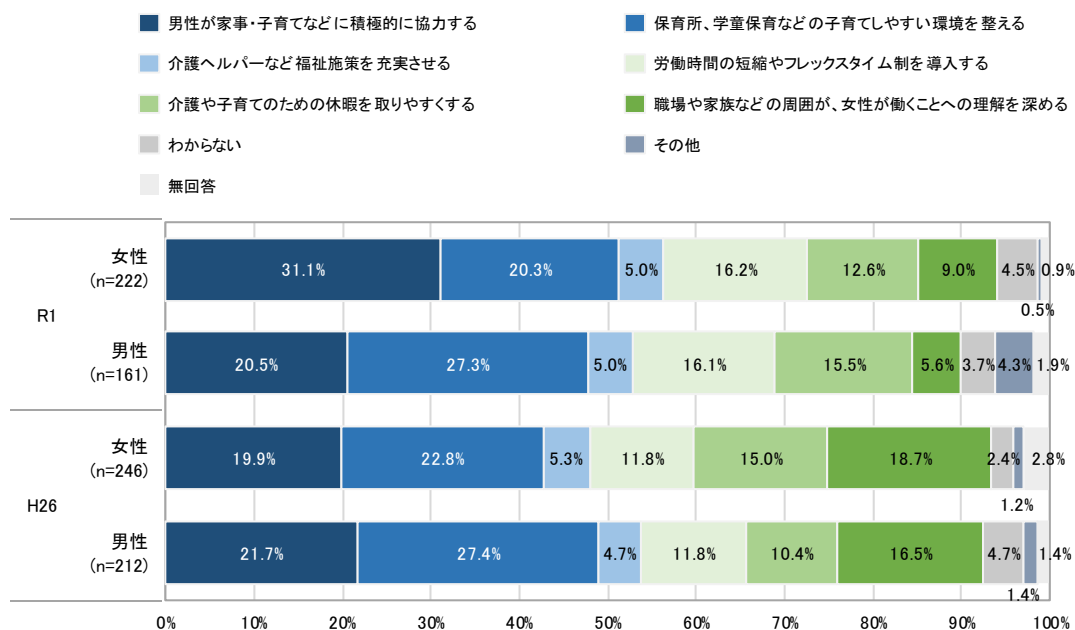
資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



〇ワーク・ライフ・バランスについて

男女が共に仕事と家庭を両立するために必要なことについては、「男性が家事・子育てなどに積極的に協力する」、「保育所、学童保育などの子育てしやすい環境を整える」が男女ともに20%以上で高い割合となっています。また、「男性が家事・子育てなどに積極的に協力する」の割合を性別で見ると、男性が20.5%、女性が31.1%であり、女性の割合が高くなっています。

問 あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのようなことが最も必要だと思いますか。

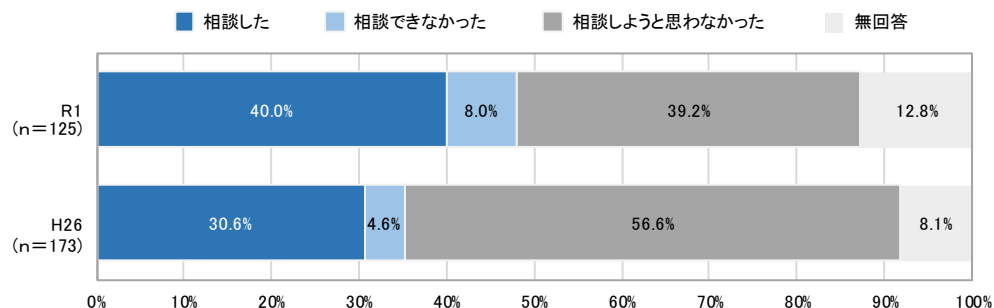


資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

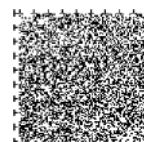
〇DVについて

パートナーから受けたDVについて、「相談した」が40.0%で最も割合が高くなっています。平成26年度の調査と比較すると、「相談した」の割合が増加し、「相談しようと思わなかった」が減少しています。

問 あなたは、これまでにパートナーから受けた行為を誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



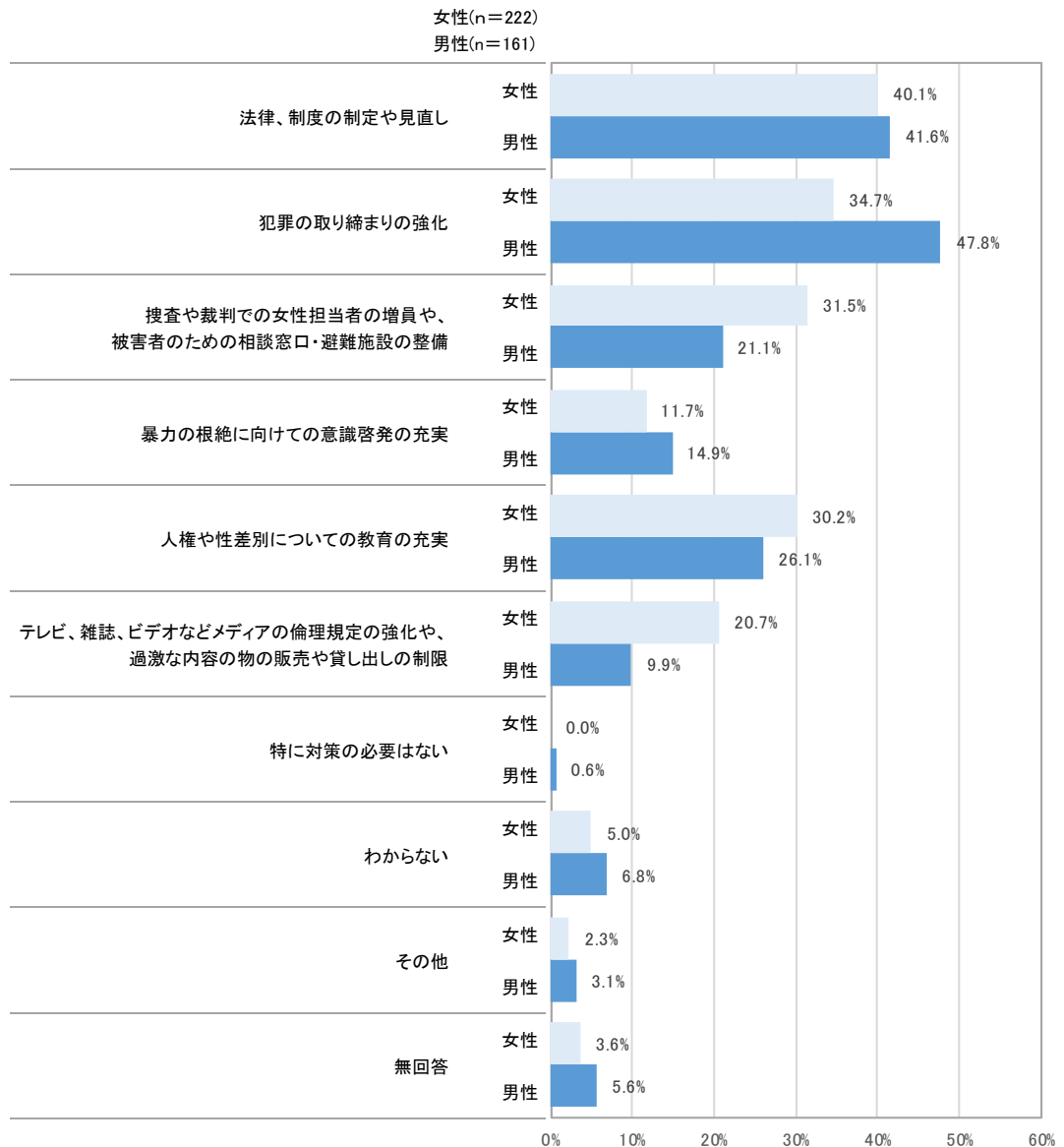
資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



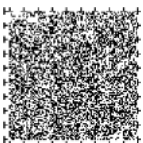
○人権について

性犯罪やDV等の行為をなくすために必要なものについては、「法律、制度の制定や見直し」、「犯罪の取り締まりの強化」が高い割合となっています。性別で見ると、男性は「犯罪の取り締まりの強化」が47.8%で最も割合が高く、女性は「法律、制度の制定や見直し」が40.1%で最も割合が高くなっています。

問 性犯罪やDV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）など、人権を無視した行為をなくすためには、どのようにしたらよいと思いますか。



資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



3 第5次志木市男女共同参画基本計画の評価

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、第5次志木市男女共同参画基本計画に基づく様々な施策に取り組んできました。計画期間の5年間には、男女共同参画についての市民意識が向上するなどの成果は見られましたが、多くの指標は目標値の達成に至りませんでした。

第5次志木市男女共同参画基本計画における基本目標ごとの評価結果は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ：男女のあらゆる人権が尊重されるまち

指標	計画策定時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
固定的な性別役割分担 ^{*18} に同感しない人の割合	53.3%	66.8%	70.0%
市で行う人権啓発事業の参加者数	1,285人	1,919人	2,000人
乳がん検診の受診率	29.1%(注)	18.7%	増やす
子宮頸がん検診の受診率	33.7%(注)	11.2%	増やす

(注) 平成24年度の数値

● 基本目標Ⅰについての評価

男女共同参画の意識を育む環境づくりのため、研修会や講座の開催による意識啓発や情報発信などの取組を進めた結果、「固定的な性別役割分担に同感しない人の割合」や「市で行う人権啓発事業の参加者数」は増加し、一定の成果が見られています。

また、生涯にわたる心身の健康づくりのため、健康診査を受診する機会を拡充するなどの取組を進めましたが、「乳がん検診の受診率」や「子宮頸がん検診の受診率」は低下傾向にあり、引き続き、健康支援についての取組が必要です。

なお、子宮頸がん検診については平成27年度より、HPV併用健診（30歳から65歳まで）を実施しており、細胞診とHPV検査の両方が陰性の場合、次の検査を3年後としています。

基本目標Ⅱ：お互いの性を尊重し、不安や暴力を生まないまち

指標	計画策定時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
パートナーからDVを受けたあと、相談をした人の割合	30.6%	40.0%	50.0%

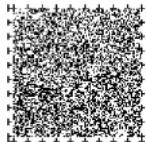
● 基本目標Ⅱについての評価

DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた家庭・職場・地域・学校などの様々な場面における意識啓発の取組や、DV被害者の安全確保のための充実した相談・支援体制づくりを進めた結果、「パートナーからDVを受けたあと、相談をした人の割合」は増加し、一定の成果が見られています。

引き続き、充実した相談・支援体制を確保するとともに、DVやセクシュアル・ハラスメント等がなく、すべての人にとって安全で安心なまちづくりに向けた取組が必要です。

用語解説

^{*18} 固定的な性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。



基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和がとれた、ふれあいあふれるまち

指標	計画策定時 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	27.4%	28.3%	40.0%
男性が育児・介護休業を取得すべきと考える人の割合	77.1%	82.7%	100.0%
「ワーク・ライフ・バランス」について知っている人の割合	51.6%	63.2%	80.0%
保育園の定員数	1,063 人	1,534 人	提供体制の確保に努める
子育て支援事業への父親の参加率	55.2%	49.7%	60.0%
避難所の女性への配慮項目数	避難所などにおいては、最大限女性へ配慮した、項目数とする。		

● 基本目標Ⅲについての評価

働く場における就労環境の整備を促進するため、情報発信や意識啓発などの取組を進めた結果、「職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合」や「男性が育児・介護休業を取得すべきと考える人の割合」は増加しています。

家庭と地域における男女共同参画を推進するための取組を進めた結果、「『ワーク・ライフ・バランス』について知っている人の割合」や「保育園の定員数」は増加しましたが、「子育て支援事業への父親の参加率」は低下しています。

基本目標Ⅳ：“市民力”を活かして男女共同参画の推進を図るまち

指標	計画策定時 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
職員の昇任選考試験の性別でみた受験比率(主査級以上) ※受験者数÷対象者数(男女別)	女性 14.3% 男性 18.4%	女性 13.4% 男性 22.7%	女性 15.0% 男性 20.0%
特定事業主行動計画* ¹⁹ を理解している職員の割合	38.0%	37.9%(注)	45.0%
審議会等における女性委員の割合 ※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数	28.1%	27.5%	35.0%
民生委員・児童委員の男女の割合	女性 75.0% 男性 25.0%	女性 67.9% 男性 32.1%	女性 60.0% 男性 40.0%
志民力人材バンク* ²⁰ 登録者数	女性 23 人 男性 30 人	女性 65 人 男性 93 人	女性 100 人 男性 100 人
志木市男女共同参画推進月間事業の認知度	30.1%	25.5%	50.0%

(注) 調査の実施年度を令和 2 年度に変更

● 基本目標Ⅳについての評価

市と市民との協働による男女共同参画の取組を進めた結果、「民生委員・児童委員の男性の割合」や「志民力人材バンク登録者数」は増加し、一定の成果が見られています。

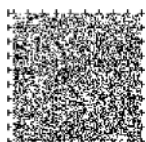
一方で、「職員の昇任選考試験の性別でみた女性の受験比率(主査級以上)」や「審議会等における女性委員の割合」は、ほぼ横ばいとなっています。また、「志木市男女共同参画推進月間事業の認知度」は低下傾向が見られます。

引き続き、市民・事業者等・市が連携し、男女共同参画を進めていく必要があります。

用語解説

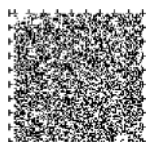
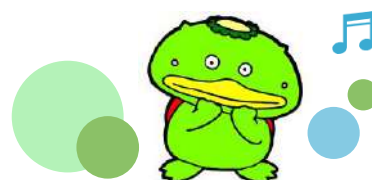
*19 特定事業主行動計画：各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組むための行動計画。

*20 志民力人材バンク：知識、経験、技能などを持った市民を登録し、市の各種審議会や審査会の委員などに登用する本市の制度。



第3章

計画の概要

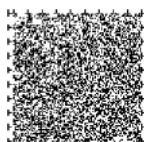


1 計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会推進の基本となる「志木市男女共同参画推進条例」(平成14年6月制定)に定められた基本理念に基づいて策定し、推進するものです。

～志木市男女共同参画推進条例の基本理念～

全ての市民が性別に関わらず、
互いの人権を尊重し、
その個性と能力を十分に発揮できる
「男女共同参画社会」の実現を目指します



6つの基本理念

1 男女の人権の尊重	性別により差別を受けることなく、個性を尊重し、能力を発揮する機会を確保し、それぞれの人権を尊重しようとするものです。
2 社会における制度又は慣行についての配慮	性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度や慣行をなくすよう努めるとともに、自らの意思に基づき多様な生き方を選択することができる社会を目指そうとするものです。
3 政策等の立案及び決定への共同参画	男女が共に社会の対等な構成員として、方針や政策決定の場に共同して参画する機会を確保しようとするものです。
4 家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画	子育て、家族の介護などの家庭生活と職場、地域などの社会生活において、男女が互いに協力し、対等に参画できるようにするものです。
5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	男女の対等な関係の下、互いの性に関するその特性を理解し、妊娠や出産などに関する生涯にわたる健康の保持と自己決定を尊重しようとするものです。
6 国際的協調	日常生活における男女共同参画のための取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを認識し、国際社会と協調して推進を図るものです。

私たちの責務

市民・事業者等・市がそれぞれ協力しあい、男女共同参画社会の推進に向けて果たすべき責務を定めています。

市民の責務

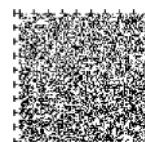
基本理念を踏まえた社会のあらゆる分野への積極的な参画及び市の施策への協力

事業者等の責務

基本理念を踏まえた事業活動における体制整備の責務及び市の施策への協力

市の責務

基本理念を踏まえた施策の策定と実施の責務
 施策の策定や実施における男女共同参画推進の配慮
 市民・事業者等との協力及び国・他の地方公共団体との連携
 施策を推進するために必要な財政上等の措置



2 計画の体系

本計画は、志木市男女共同参画推進条例の基本理念の実現のため、4つの基本目標を計画の柱として設定し、関係する各施策を位置付け、総合的かつ計画的に推進します。

基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重されるまち

課題1 男女共同参画及び性の多様性*²¹に関する意識啓発

施策の方向性

- ①男女共同参画に関する意識啓発
- ②性の多様性についての理解促進
- ③男女平等教育の充実
- ④国際理解の推進

指標

- 固定的な性別役割分担に同感しない人の割合
- セクシュアル・マイノリティ*²²(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合

課題2 男性の家庭参画の促進

志木市女性活躍推進計画

施策の方向性

- ①男性の家庭参画の促進
- ②男性の育児・介護休業制度などの活用促進

指標

- 男性が育児・介護休業を取得すべきと考える人の割合
- 男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合
- 市役所における男性職員の育児休業取得率

基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせるまち

課題1 DV やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

志木市 DV 防止基本計画

施策の方向性

- ①DV 防止の啓発
- ②ハラスメント防止の啓発

指標

- パートナーから DV を受けた経験が「まったくない」と回答した人の割合

課題2 DV 被害者に対する相談・支援体制の充実

志木市 DV 防止基本計画

施策の方向性

- ①相談体制の充実
- ②志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組
- ③被害者の安全確保と自立支援
- ④関係機関との連携

指標

- パートナーから DV を受けたあと、相談した人の割合

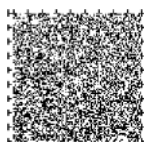
課題3 生涯を通じた健康づくり

施策の方向性

- ①ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実
- ②母子保健事業等の推進

指標

- 乳がん検診の受診率
- 子宮頸がん検診の受診率



基本目標Ⅲ あらゆる分野で男女が活躍できるまち

課題1 男女がともに働きやすい環境づくり

志木市女性活躍
推進計画

施策の 方向性

- ①男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組
- ②女性の就業・起業の支援
- ③子育てや介護を支援する体制の充実

指標

- 職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合
- 「ワーク・ライフ・バランス」について知っている人の割合
- 保育園の待機児童数
- 学童保育クラブの待機児童数

課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進

志木市女性活躍
推進計画

施策の 方向性

- ①審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進
- ②地域活動における女性参画の促進

指標

- 市役所における女性の役付職員(主査相当職以上)の割合
- 審議会等における女性委員の割合

基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

課題1 市民・事業者等との連携

施策の 方向性

- ①男女共同参画のための多様な活動の促進
- ②計画推進に関する市民・事業者等との連携

指標

- 男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数

課題2 市の推進体制の充実

施策の 方向性

- ①庁内の計画推進体制の強化
- ②年次報告書の充実
- ③男女共同参画に関する実態調査の実施

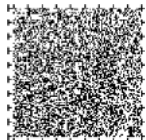
指標

- 男女共同参画に関する職員研修会への参加者数

用語解説

- *21 性の多様性：性のあり方には「からだの性(生物学的性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「性別表現(表現する性)」の4つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。
- *22 セクシュアル・マイノリティ：一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者を含む)などのこと。





3 計画の指標

基本目標を達成するため、課題ごとに指標を次のように設定します。指標のうち、指標欄に **新規** とあるものは、本計画において新たに設定した指標を示しています。

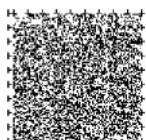
なお、これらの指標については、進捗状況を毎年度調査し、調査結果をホームページに公表します。

基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重されるまち

課題	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
課題1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発	固定的な性別役割分担に同感しない人の割合 [市民意識調査]	66.8%	75.0%
	新規 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合 [市民意識調査]	69.4%	80.0%
課題2 男性の家庭参画の促進	男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合 [市民意識調査]	82.7%	100.0%
	新規 男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合 ※「掃除」、「洗濯」、「買い物(日用品)」、「食事のしたく」、「食事の後片付け(食器洗いなど)」の平均 [市民意識調査]	27.7%	35.0%
	新規 市役所における男性職員の育児休業取得率 [人事課調べ]	9.0%	15.0%

基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせるまち

課題	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
課題1 DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶	新規 パートナーからDVを受けた経験が「まったくない」と回答した人の割合 [市民意識調査]	73.5%	80.0%
課題2 DV被害者に対する相談・支援体制の充実	パートナーからDVを受けたあと、相談した人の割合 [市民意識調査]	40.0%	50.0%
課題3 生涯を通じた健康づくり	乳がん検診の受診率 [健康政策課調べ]	18.7%	50.0%
	子宮頸がん検診の受診率 [健康政策課調べ]	11.2%	50.0%

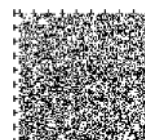


基本目標Ⅲ あらゆる分野で男女が活躍できるまち

課題	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
課題1 男女がともに働きやすい環境づくり	職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合 [市民意識調査]	28.3%	40.0%
	「ワーク・ライフ・バランス」について知っている人の割合 [市民意識調査]	63.2%	80.0%
	新規 保育園の待機児童数 [保育課調べ]	47人	0人
	新規 学童保育クラブの待機児童数 [保育課調べ]	18人	0人
課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進	新規 市役所における女性の役付職員(主査相当職以上)の割合 [人事課調べ]	40.1%	42.0%
	審議会等における女性委員の割合 ※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数 [人権推進室調べ]	27.5%	40.0%

基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

課題	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
課題1 市民・事業者等との連携	新規 男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数 [人権推進室調べ]	11社	17社
課題2 市の推進体制の充実	新規 男女共同参画に関する職員研修会への参加者数 [人権推進室調べ]	15人	40人



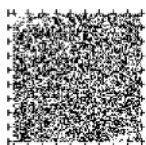
第1章

第2章

第3章

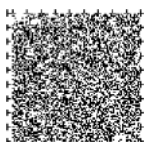
第4章

第5章



第4章

計画の内容



基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重されるまち

固定的な性別役割分担意識が解消され、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現を目指し、男女共同参画についての意識啓発や人権教育に取り組むとともに、男性の家庭参画など男女共同参画の実践を促進します。

課題 1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発

《現状と課題》

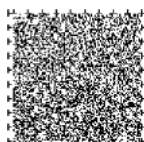
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、若い世代を中心に改善しつつありますが、人々の意識や行動、慣習などの中には、依然として、男女の不平等感が残っていると考えられ、引き続き、すべての世代を対象に、男女平等意識を持つことの重要性について啓発することが求められます。

また、男女という性別に捉われず、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、性の多様性を理解し、尊重する意識の醸成も重要です。

男女平等意識や性の多様性を含むあらゆる人権を尊重する意識の浸透と定着を図るためには、子どもの頃からの教育が重要であり、発達段階に応じた教育を充実させていく必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① 男女共同参画に関する意識啓発	6月の志木市男女共同参画推進月間事業を始め、啓発事業、研修会を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。また、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、表現に留意しつつ、広報啓発活動を実施します。	人権推進室 生涯学習課
② 性の多様性についての理解促進	研修会を通じて性の多様性についての理解促進を図るとともに、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、意識啓発を図ります。	人権推進室 生涯学習課
③ 男女平等教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、教育関係者に対する研修等の充実を図るとともに、学校などにおいて、男女平等教育を推進します。	保育課 学校教育課 いろは遊学図書館 柳瀬川図書館
④ 国際理解の推進	男女共同参画基本計画に関する国際的な情報や資料を収集し、市民への情報発信に努めます。	人権推進室



《指標》

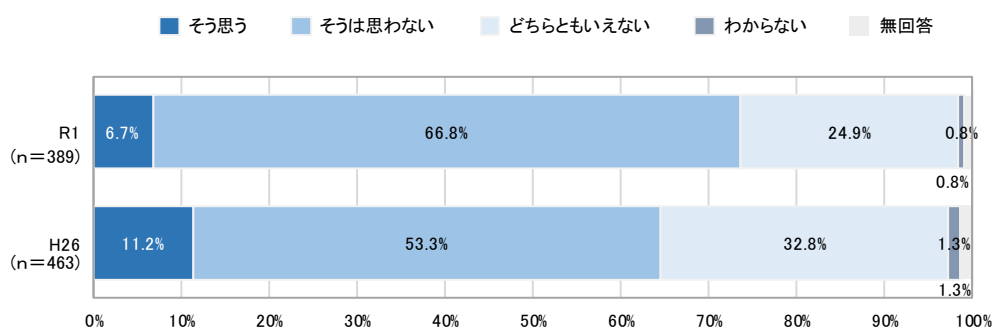
	現状値	目標値
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	令和元年度 66.8%	令和7年度 75.0%
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合 新規	令和元年度 69.4%	令和7年度 80.0%

関連データファイル

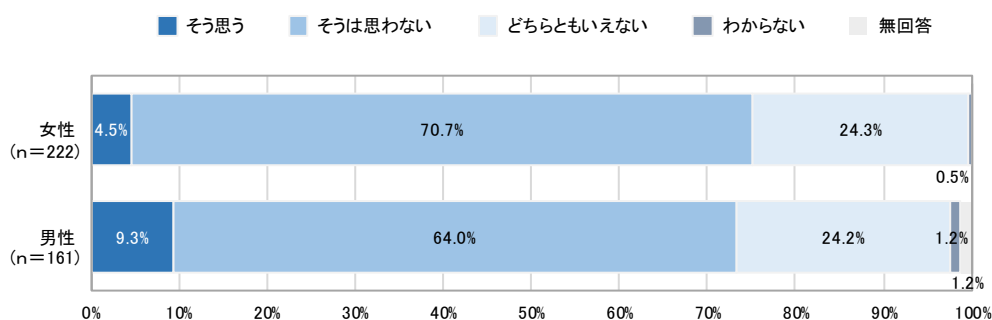
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についての市民意識の変化

- 令和元年度に実施した市民意識調査の結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「そうは思わない」が66.8%で最も割合が高く、次いで「どちらともいえない」が24.9%となっています。
- 平成26年度の調査と比較すると「そう思う」の割合が減少、「そうは思わない」の割合が増加しています。
- 「そうは思わない」の回答を男女別に見ると(令和元年度)、男性が64.0%、女性が70.7%であり、男性の割合がやや低い傾向にあります。

令和元年度と平成26年度の調査結果の比較



男女別の比較(令和元年度の調査結果)



資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



課題 2 男性の家庭参画の促進

《現状と課題》

これまでの男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の成果として、固定的な性別役割分担の意識については改善が見られる一方で、実際の行動においては、依然として女性が家事を担う割合が高いという状況が見られています。このことは、共働き家庭が増加するなか、女性の活躍を阻害する要因にもなっています。

「意識の改善」を「行動の改善」へとつなげていくためには、男性が積極的に家庭参画できるよう、具体的な場面や取組方法をわかりやすく発信するなど、実践的な行動に結び付く啓発が必要です。

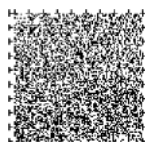
また、家庭において、男性が家事や育児などの責任を共有していくためには、休暇の積極的な取得や長時間労働の改善など、働き方の見直しも重要であり、育児・介護休業制度の活用促進が求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① 男性の家庭参画の促進	男性向けの啓発資料の作成・配布のほか、父親の育児参加を促す機会や場づくり、実践的な学習の場となる講座の開催など、家庭に関する学習機会の充実を図ります。	人権推進室 子育て支援センター 健康増進センター
② 男性の育児・介護休業制度などの活用促進	育児休業・介護休業制度の普及定着に向けた市の率先行動として、市の男性職員が育児や介護に関わる機会を増やすことができるよう、多様な休暇制度の周知と職場環境の改善に取り組み、啓発を行います。	人事課

家事のシェア(共有) のススメ

本市では、家事のシェアの方法を記載した啓発リーフレットを作成しています。家事のシェア(共有)の実践を促すため、イベントなどの機会に配布しています。



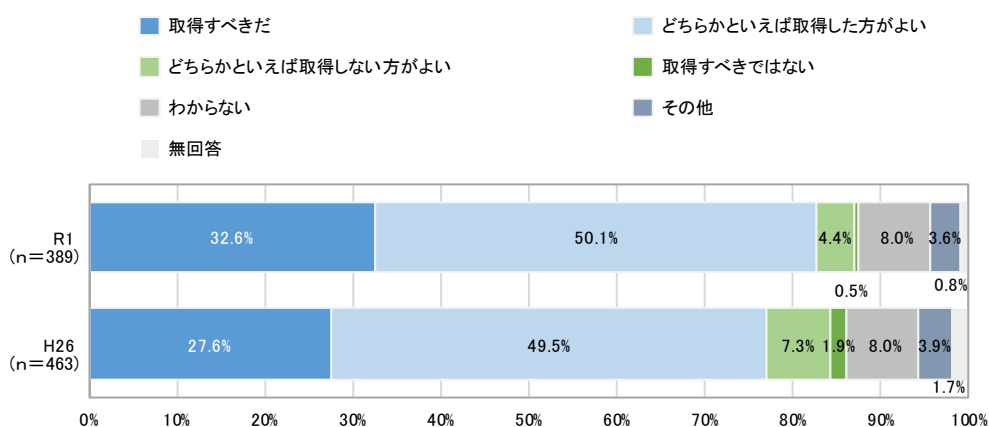
《指標》

	現状値	目標値
男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合	令和元年度 82.7%	令和7年度 100.0%
男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合 新規 ※「掃除」、「洗濯」、「買い物(日用品)」、「食事のしたく」、「食事の後片付け(食器洗いなど)」の平均	令和元年度 27.7%	令和7年度 35.0%
市役所における男性職員の育児休業取得率 新規	令和元年度 9.0%	令和7年度 15.0%

関連データファイル

男性が育児・介護休暇を取得することについての市民意識の変化

- 令和元年度に実施した市民意識調査の結果では、男性が育児休業や介護休業を取得することについて、「どちらかといえば取得した方がよい」が50.1%で最も割合が高く、次いで「取得すべきだ」が32.6%となっています。
- 平成26年度の調査と比較すると「取得すべきだ」の割合が増加しており、男性の育児・介護への参加を肯定する意識が高まりつつあります。



資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



基本目標Ⅱ

だれもが安心して暮らせるまち

男女間のあらゆる暴力が根絶され、身体及び精神の両面で健康に暮らせる社会の実現を目指し、相談体制の充実とDV被害者へのきめ細かい対応を行うとともに、性差に配慮した健康づくりを支援します。

課題 1

DV やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

《現状と課題》

暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は男女共同参画社会を実現する上で根絶すべき課題ですが、社会の理解も不十分であり、個人的な問題や家庭内の問題として捉えられてきました。

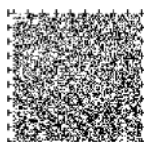
固定的な性別役割分担、経済の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況などに根差した構造的な問題解決に取り組むとともに、これらの問題に結びついて、DV やセクシュアル・ハラスメント等が起こらないよう、人権尊重の意識づくりが求められます。

DV やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、親しい人間関係の中で起こるため、被害者が声を上げにくいほか、外部に相談することに抵抗を感じる人もいます。そのため、事態の深刻化や長期化を招きやすいことから、被害の早期発見と対応も重要です。

地域や職場など様々な場面において、DV やセクシュアル・ハラスメント等を許さない社会意識を醸成するため、広く意識啓発を進める必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①DV 防止の啓発	DVの根絶へ向けて、地域社会において、学習機会や情報の提供を行い、人権尊重の意識づくりを行います。	子ども支援課
②ハラスメント防止の啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向けた啓発を推進します。	人事課 産業観光課



《指標》

パートナーから DV を受けた経験が「まったく
ない」と回答した人の割合 **新規**

現状値

令和元年度
73.5%

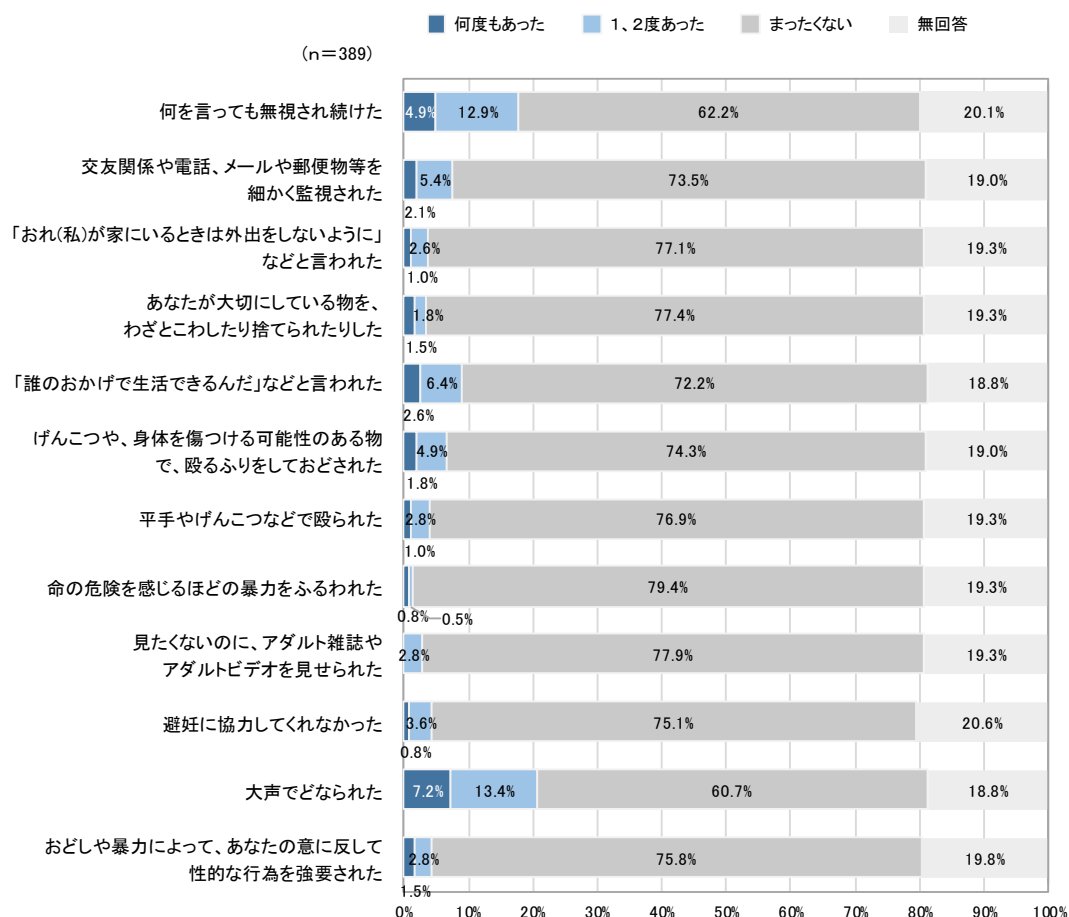
目標値

令和 7 年度
80.0%

関連データファイル

パートナーから DV を受けた経験

令和元年度に実施した市民意識調査の結果では、パートナーから DV を受けた経験について、「何度もあった」と「1、2度あった」を合計した割合は、「大声でどなられた」が 20.6%で最も高く、次いで「何を言っても無視され続けた」が 17.8%となっています。



資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

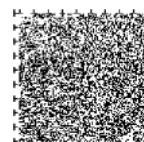
第1章

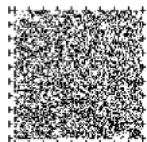
第2章

第3章

第4章

第5章





課題 2

DV 被害者に対する相談・支援体制の充実

《現状と課題》

本市では、平成 13 年から女性相談、平成 29 年から男性相談を開始し、広く悩み相談を受け付け、潜在する DV などの被害者支援に取り組んでいます。また、DV 被害者支援のため、平成 21 年から志木市 DV 対策ネットワーク及び志木市 DV 対策庁内連携会議を設置し、市内外の関係機関における切れ目のない連携支援体制を組織しています。

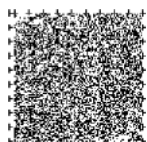
そして、平成 25 年から志木市配偶者暴力相談支援センターを設置し、市の相談窓口などに寄せられた相談情報を集約するとともに、被害者の安全を確保しながら、安心して自立に向かえるよう、迅速な対応に努めています。

DV 被害者への支援は、相談者の状況や意向により安全に配慮した対応をしており、緊急に避難が必要な場合には、市が埼玉県婦人相談センターや児童相談所などと連携し、シェルターなどに安全に避難することができるよう支援しています。また、自立した生活を望む DV 被害者には、市が警察や避難先の自治体、あるいは健康保険、保育園、福祉制度などの関係課や社会福祉協議会などと緊密な連携をし、安全を確保しながら自立への支援を行っています。

すべての人にとって安全で安心なまちづくりを推進するため、志木市配偶者暴力相談支援センターを広く市民に周知するとともに、DV 被害者の相談・支援体制のさらなる充実を図ることが求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①相談体制の充実	市の相談窓口などが連携し、DV 被害者を確実に支援や保護につなげる体制づくりを進めます。	総合窓口課 生活援護課 子ども支援課 健康増進センター
②志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組	「広報しき」や市ホームページなどを活用した志木市配偶者暴力相談支援センターなどの周知を行います。	子ども支援課
③被害者の安全確保と自立支援	DV 対策ネットワークを活用し、関係部署が連携しながら、DV 被害者の自立した生活を支援します。	総合窓口課 生活援護課 子ども支援課 保険年金課
④関係機関との連携	DV 被害者が緊急に避難を要する場合に保護担当を中心に連携し、安全な対応を図ります。	子ども支援課



《指標》

パートナーからDVを受けたあと、相談した人の割合

現状値

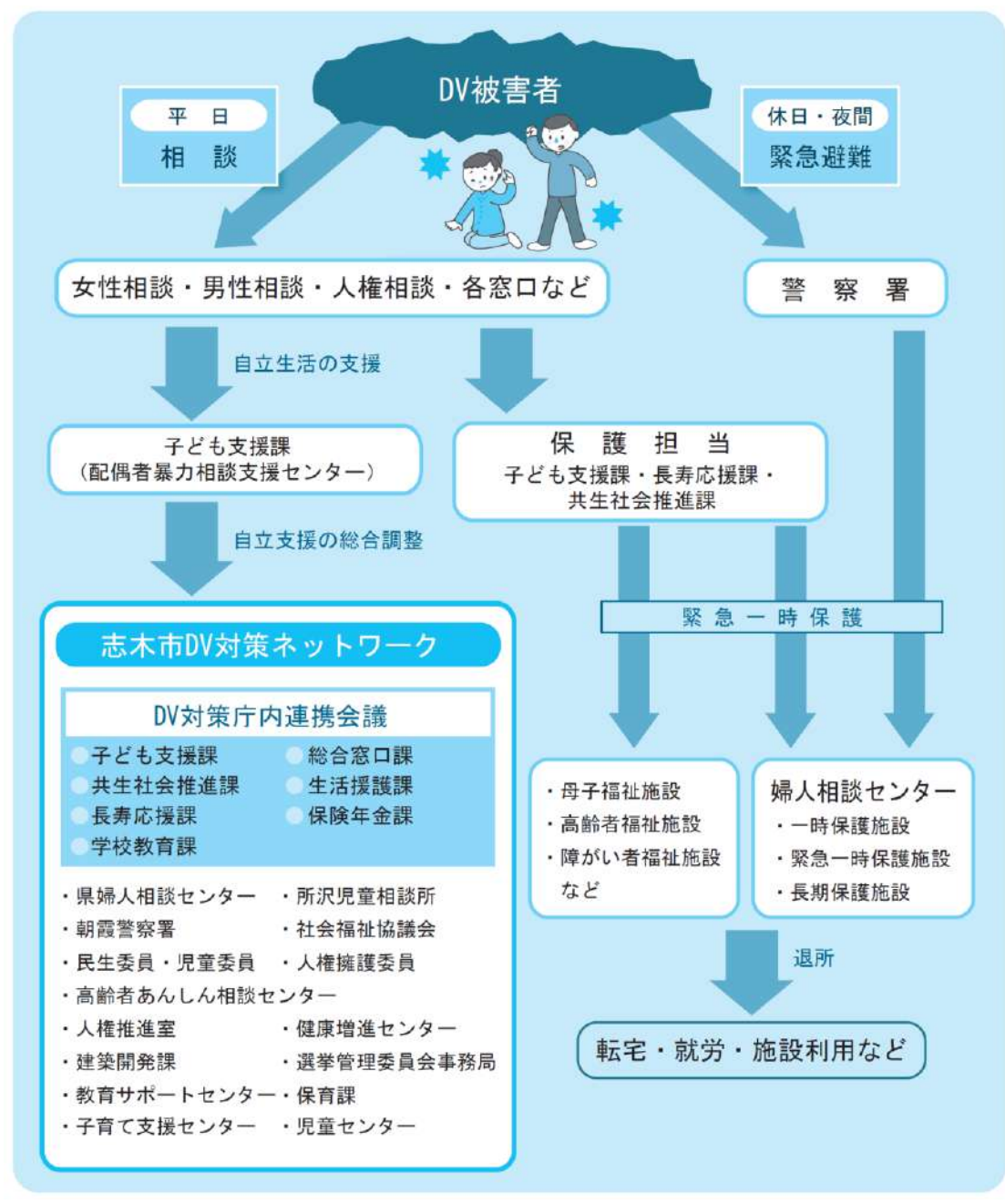
令和元年度
40.0%

目標値

令和7年度
50.0%

関連データファイル

志木市のDV被害者支援体制



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

《現状と課題》

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。各ライフステージに応じて、女性が自らの性と健康に関する正確な知識・情報を入手できるよう支援するとともに、心身の健康管理の支援や母子保健医療体制の整備を行うことが重要です。また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し、互いに尊重しあえるよう、健康教育を充実させることが求められます。

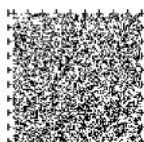
本市においては、健康診査を受診する機会の拡充のため、一定の年齢層を対象に各種がん検診を無料化するなど、受診率の向上を目指しており、30 歳から 65 歳までの女性に対しては、がんの発見率の向上を図るため、子宮頸がん検診と HPV 検診を併用して実施しています。

また、平成 22 年 7 月には健康増進センターを開設し、保健活動の拠点として乳幼児期から高齢期までの健康支援が総合的に行える体制を整えており、今後も、性差をふまえた保健・予防・医療分野の取組を始め、母子の健康づくりのさらなる支援の拡充などを総合的に推進することが必要です。

さらに、健康相談などの機会を捉えた DV 被害者の発見・支援や、精神的な悩みに対するケアなど、関係課との相互連携による包括的な対応のさらなる充実も求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実	「いろは健康 21 プラン(第 4 期)」に基づき、健康診査等の実施に加え、女性特有の心身の健康に関する相談体制を整えます。	健康政策課
② 母子保健事業等の推進	健康診査やパパママ学級、訪問指導など、妊娠・出産期における女性の心身の健康確保を支援します。	健康政策課 健康増進センター

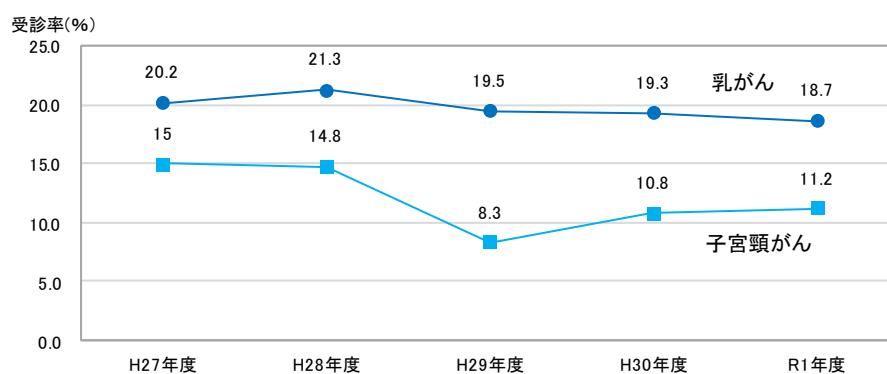


《指標》

	現状値	目標値
乳がん検診の受診率	令和元年度 18.7%	令和7年度 50.0%
子宮頸がん検診の受診率	令和元年度 11.2%	令和7年度 50.0%

関連データファイル

がん検診受診率



資料：健康政策課

いろは健康 21 プラン(第4期)

本市では、いろは健康 21 プラン(第4期)を策定し、全ての世代の市民が人生 100 年時代を見据え、「みんなで進める健康寿命日本一のまちづくり」を基本理念として、子どもから高齢者までがいつまでも健康に過ごせるまちづくりを推進しています。



基本目標Ⅲ

あらゆる分野で男女が活躍できるまち

男女がともに社会で活躍し、様々な意思決定の場において、多様な価値観が反映される社会の実現を目指し、男女の多様な働き方を支援するとともに、意思決定過程における女性の参画を促進します。

課題 1

男女がともに働きやすい環境づくり

《現状と課題》

超高齢社会における社会の活力維持や価値観の多様化を背景とした自己実現の観点から、男女がともに職場や地域社会で活躍することの重要性は、今後ますます高まることが予想されます。

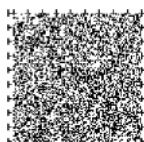
男女雇用機会均等法などの法整備は進んでいますが、企業の経営者や管理職など、働く場における重要な意思決定は、依然として男性の役割となっている傾向があり、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりが必要です。

また、女性活躍推進法に基づき、結婚や出産にかかわらず、女性が個性と能力を十分に発揮しながら活躍できるよう、就業や起業についての支援体制を整備することも重要です。

さらに、仕事と家庭を両立するワーク・ライフ・バランスに対する意識は、男女ともに高まっていることから、男性の家庭参画の促進と併せて、子育てや介護に対する支援の充実が求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① 男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組	研修会等を通じて事業者等に対し、男女雇用機会均等法などの内容や労働時間の短縮、柔軟な勤務体制導入の必要性について啓発します。	人権推進室 産業観光課 共生社会推進課
② 女性の就業・起業の支援	継続就業支援や再就職・起業に対し、関係機関との連携による支援や情報提供を行い、キャリアアップや子育て支援につながる多様な働き方を支援します。	産業観光課
③ 子育てや介護を支援する体制の充実	待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実などの子育て支援や介護サービスの充実を図ります。	保育課 長寿応援課



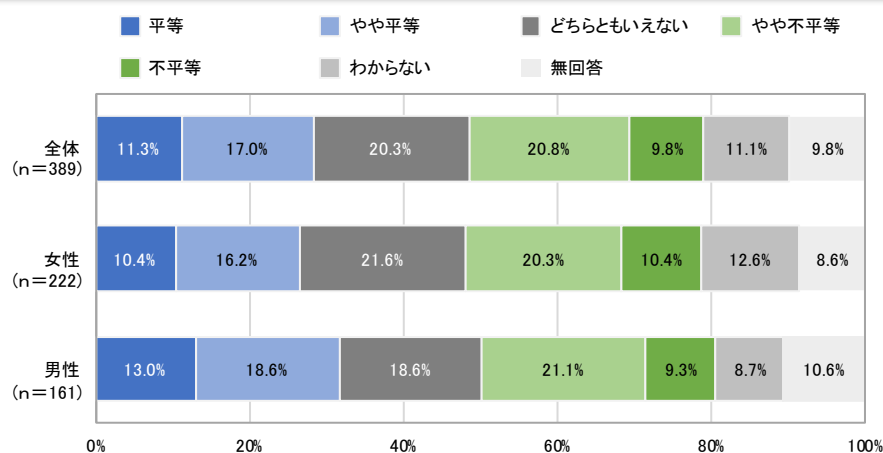
《指標》

	現状値	目標値
職場の中で男女の地位が平等であると 感じている人の割合	令和元年度 28.3%	令和7年度 40.0%
「ワーク・ライフ・バランス」について 知っている人の割合	令和元年度 63.2%	令和7年度 80.0%
保育園の待機児童数 新規	令和元年度 47人	令和7年度 0人
学童保育クラブの待機児童数 新規	令和元年度 18人	令和7年度 0人

関連データファイル

職場では男女の地位は平等になっていると思うかどうか

令和元年度に実施した市民意識調査の結果では、職場で男女の地位が「平等になっている」と答えた人の割合は男性が多くなっています。全体では、「平等になっている」と「やや平等になっている」の合計が、28.3%となっています。



資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



《現状と課題》

男女共同参画を推進するためには、男性・女性の双方が、あらゆる分野の政策・方針を決定する場に参画することが必要です。

審議会等においては、委員の男女構成に配慮していますが、依然として女性委員は男性委員よりも少ない状況です。男女双方の様々な視点からの意見を市政に反映させていくためには、女性委員の積極的な登用を推進していく必要があります。

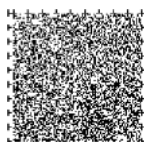
市役所内においても、男女がともに政策・方針を決定する場に参画し、多様な発想を取り入れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、研修を通じたキャリア支援など、女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりを率先して進めることが重要です。

また、町内会や、ボランティア活動などの地域活動では、女性の参加率が高い一方で、会長・副会長といった役職は男性が担うことが多いという現状があり、地域活動の方針決定の場面においても男女共同参画の推進が求められます。

東日本大震災や熊本地震などの経験から、防災対策には、避難所等における男女のニーズの違いを把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要とされています。このため、防災に関する政策方針決定の場及び防災の現場における女性の参画の推進も重要です。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① 審議会委員や市職員 管理職等への女性の 登用推進	審議会委員への女性の登用を進め、男女の意見をともに市政に反映します。 また、市役所が男女共同参画のモデル事業所となるよう、市の女性職員の管理職等への登用に、率先して取り組みます。	人権推進室 人事課
② 地域活動における女 性参画の促進	自主防災組織やボランティア組織などへの積極的な女性参画を促進します。 町内会連合会との連携などにより、地域活動への女性参画を促進します。	防災危機管理課 市民活動推進課

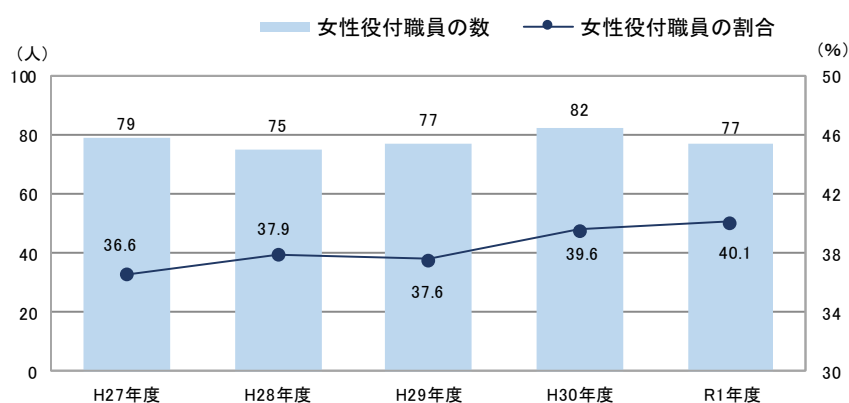


《指標》

	現状値	目標値
市役所における女性の役付職員(主査相当職以上)の割合 新規	令和元年度 40.1%	令和7年度 42.0%
審議会等における女性委員の割合 ※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数	令和元年度 27.5%	令和7年度 40.0%

関連データファイル

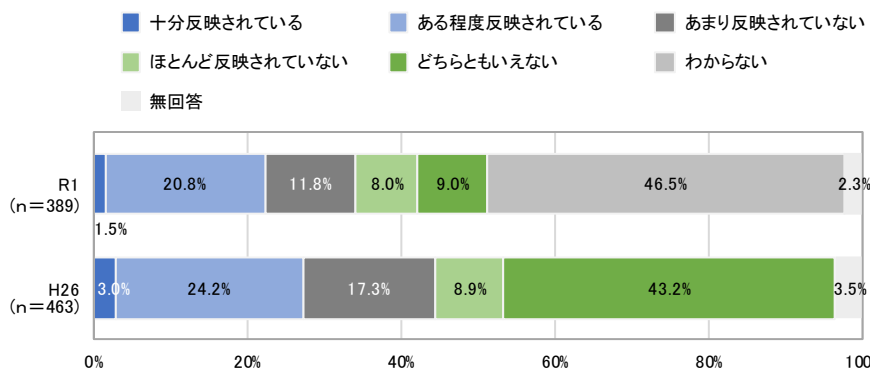
市役所における女性役付職員(主査相当職以上)の割合



資料：人事課

市の施策に女性の意見や考え方が反映されていると思うかどうか

令和元年度に実施した市民意識調査の結果では、市の施策における女性の意見や考え方の反映について、「わからない」が46.5%で最も割合が高く、次いで「ある程度反映されている」が20.8%となっています。



※H26 調査においては、選択肢「わからない」の設定は無し

資料：志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



基本目標Ⅳ

男女共同参画を連携して進めるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、広範で多岐にわたる取組を市民・事業者等との連携・協働により推進します。併せて、全庁的に取組を推進するための体制と、計画に基づく施策の実施状況などを評価する仕組みを充実します。

課題 1 市民・事業者等との連携

《現状と課題》

男女共同参画に関わる取組は多岐にわたることから、行政機関だけで推進していくことは困難であり、その実効性を高めるためには、市民・事業者等と連携して取り組むことが重要です。

そのため、市民・事業者等に対し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を積極的に行い、様々な場面で男女共同参画社会の実現に向けた取組が広がるよう努めていく必要があります。また、市民・事業者等・市がそれぞれの役割のもと、連携・協働する体制づくりなどを進め、より効果的に男女共同参画を推進することが求められます。

計画の着実な推進に向けては、志木市男女共同参画審議会において、計画に基づく施策の評価や分析を行います。市民・事業者等の様々な視点からの意見を反映することで計画の実効性を高めながら、進行管理を行う必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
① 男女共同参画のための多様な活動の促進	市民・事業者等に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、市民・事業者等との協働による啓発事業を実施します。	人権推進室 市民活動推進課
② 計画推進に関する市民・事業者等との連携	公募市民、事業者などから構成される志木市男女共同参画審議会において、毎年計画の進捗状況の確認を行い、市民・事業者等の意見を取組に反映します。	人権推進室

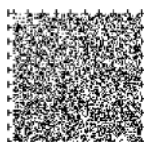
《指標》

男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数 **新規**

現状値

令和元年度
11 社

目標値

令和7年度
17 社

課題 2

市の推進体制の充実

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現に向けては、本計画の進捗状況を確認しながら、実効性のある施策を推進することが重要です。

本市では、男女共同参画審議会や男女共同参画庁内推進会議と連携しながら、これまでも計画の進捗状況を把握し、年次報告書により毎年公表しています。

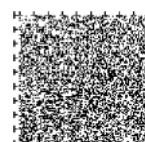
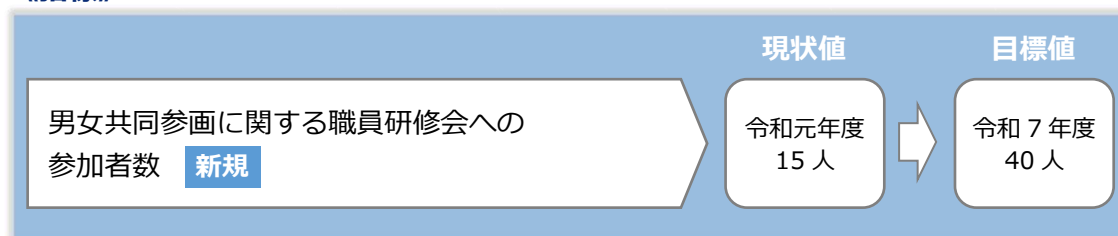
今後も引き続き、庁内の各部署が男女共同参画の視点を持って施策を推進するとともに、計画の着実な進捗管理を行うため、施策の実施状況の評価方法等について検討しながら、推進体制を充実させていくことが求められます。

また、施策の評価や分析においては、市民の意識や行動の実態を把握することが重要であることから、定期的に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、調査の結果を計画の進捗管理に反映させていく必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①庁内の計画推進体制の強化	男女共同参画庁内推進会議との連携により、本計画に基づく施策の着実な推進を図るとともに、進捗状況を庁内で共有し、施策評価に反映します。	人権推進室
②年次報告書の充実	男女共同参画推進条例に基づき、本計画の進捗管理を行うため、関係する事業の進捗状況調査などを行い、年次報告書を作成し、公表します。	人権推進室
③男女共同参画に関する実態調査の実施	定期的に市民意識の実態調査を実施し、計画の進捗管理に活用します。	人権推進室

《指標》



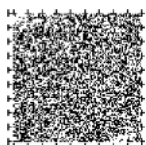
第1章

第2章

第3章

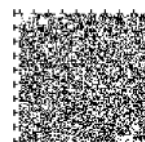
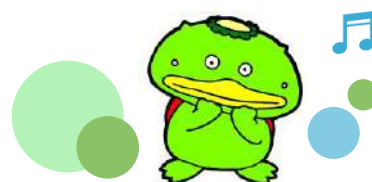
第4章

第5章



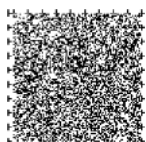
第 5 章

資 料 編



1 第6次志木市男女共同参画基本計画策定の経緯

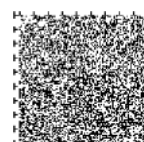
	年 月 日	議 題 等
令和元年度	令和元年7月25日	第1回志木市男女共同参画審議会 ・志木市男女共同参画に関する市民意識調査の質問項目について
	令和元年10月1日	庁議報告 第6次志木市男女共同参画基本計画策定方針について
	令和元年 10月1日～10月31日	志木市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 調査対象：無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人対象 (男女各500人) 回収率：38.9%
	令和2年2月3日	第1回志木市男女共同参画基本計画策定委員会 ・第6次志木市男女共同参画基本計画の体系(案)について ・志木市男女共同参画に関する市民意識調査の結果について
令和2年度	令和2年5月22日 (書面開催)	第1回志木市男女共同参画審議会 ・第6次志木市男女共同参画基本計画の策定について(諮問) ・第6次志木市男女共同参画基本計画の体系(案)について ・志木市男女共同参画に関する市民意識調査の結果について
	令和2年7月6日	第2回志木市男女共同参画基本計画策定委員会 ・第6次志木市男女共同参画基本計画(素案)について
	令和2年7月28日	第2回志木市男女共同参画審議会 ・第6次志木市男女共同参画基本計画(素案)について
	令和2年8月11日	政策推進会議 ・第6次志木市男女共同参画基本計画(素案)について
	令和2年8月18日	庁議付議 ・意見公募手続の実施について
	令和2年 9月1日～9月30日	意見公募手続の実施 内容：第6次志木市男女共同参画基本計画(素案)について 実施結果：意見数0件
	令和2年10月20日	庁議報告 ・意見公募手続の結果について
	令和2年11月19日	第3回志木市男女共同参画審議会 ・第6次志木市男女共同参画基本計画(案)について ・第6次志木市男女共同参画基本計画の策定について(答申案)
	令和2年12月17日	第6次志木市男女共同参画基本計画の策定について(答申)
	令和3年1月8日	庁議付議 ・第6次志木市男女共同参画基本計画の策定について
	令和3年2月	・第6次志木市男女共同参画基本計画策定



2 志木市男女共同参画審議会委員名簿

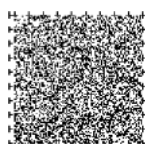
任期：平成31年2月1日から令和3年1月31日まで（第9期）

氏名	選出区分	所属・職
工藤 晴香	公募市民（第1号）	-
福永 信彦		-
山口 敬二	事業者等（第2号）	東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社 渉外担当部長
隅田 由香利		志木市立宗岡第三小学校 学校長
北澤 恭子		NPO 法人志木子育てネットワーク ひろがる輪 理事
山口 博文 （会長）		東上ガス株式会社 業務部 次長
小柴 孝子	識見者等（第3号）	文教大学学園 人間科学部臨床心理学科 准教授
中西 喜代子 （副会長）		人権擁護委員
斉藤 篤志		朝霞公共職業安定所 所長
磯山 道則	関係行政機関（第4号）	朝霞保健所 副所長

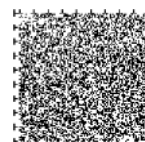


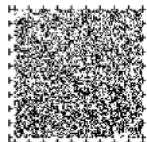
3 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き
昭和 20 年 (1945 年)	○「国連憲章」採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)
昭和 21 年 (1946 年)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行 使され女性国会議員 39 人誕生
昭和 22 年 (1947 年)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止
昭和 23 年 (1948 年)	○第 3 回国連総会で「世界人権宣 言」採択	
昭和 42 年 (1967 年)	○第 22 回国連総会で「婦人に対す る差別撤廃宣言」採択	
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シ ティ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置
昭和 51 年 (1976 年)	国連婦 人の十 年	○民法一部改正(離婚後の氏を選択自由 に) ○第 1 回日本婦人問題会議(労働省)
昭和 52 年 (1977 年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館
昭和 53 年 (1978 年)		
昭和 54 年 (1979 年)		○第 34 回国連総会で「女子差別 撤廃条約」採択
昭和 55 年 (1980 年)		○「国連婦人の十年」中間年世界 会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式
昭和 56 年 (1981 年)		○ILO 第 156 号条約の採択(ILO 総会)(男女労働者特に家庭的責 任を有する労働者の機会均等及 び均等待遇に関する条約)
昭和 59 年 (1984 年)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国 籍：父系血統主義→父母両系主義)
昭和 60 年 (1985 年)		○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立(施行 は昭和 61 年) ○労働基準法一部改正(施行は昭和 61 年)
昭和 61 年 (1986 年)		

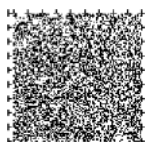


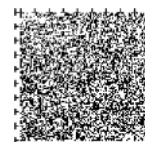
埼玉県動き	志木市動き
○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足	
○第1回埼玉県婦人問題協議会	
○県民部に婦人問題企画室長設置	
○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置 ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
○「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	
○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	○「第二次志木市総合振興計画」に初めて婦人問題対策を明記 ○福祉部社会課婦人児童係設置 ○「婦人問題庁内連絡会議」設置





年	世界の動き	国の動き
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
昭和 63 (1988 年)		
平成元年 (1989 年)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)
平成 2 年 (1990 年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO 第 171 号条約(夜業に関する)採択(ILO 総会)	
平成 3 年 (1991 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成 4 年)
平成 4 年 (1992 年)		○初の婦人問題担当大臣設置
平成 5 年 (1993 年)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立
平成 6 年 (1994 年)	○ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO 総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置
平成 7 年 (1995 年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第 4 回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO 第 156 号条約批准
平成 8 年 (1996 年)		○「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 年 (1997 年)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等：施行は平成 11 年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成 11 年施行)
平成 10 年 (1998 年)		
平成 11 年 (1999 年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立
平成 12 年 (2000 年)	○女性 2000 年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立
平成 13 年 (2001 年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立
平成 14 年 (2002 年)		
平成 15 年 (2003 年)		○「次世代育成支援対策推進法」成立

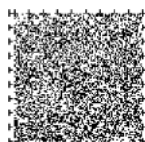




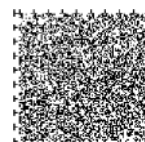
埼玉県の動き	志木市の動き
○婦人対策課を婦人行政課に名称変更	○「志木市婦人問題行動計画」策定
	○女性情報紙「志木の女性」創刊
○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
○婦人行政課を女性政策課に名称変更 ○婦人関係行政推進会議を女性関係推進会議に名称変更	○「志木市女性行政推進会議」設置 ○福祉部女性児童課設置
○「埼玉女性の歩み」発行	○「志木市女性会議」発足
○「1994 彩の国の女性」発行	○女性問題に関する市民意識調査実施 ○女性情報紙「志木の女性」を「See Saw」に改称
○「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
○「世界女性みらい会議」開催	○「しき・女と男のハーモニープラン」(第2次行動計画)策定
○女性センター(仮称)基本構想策定 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組	○市民総務部自治文化課女性文化係設置
○女性センター(仮称)基本計画策定	
○女性問題協議会：男女共同参画推進条例(仮称)答申	
○男女共同参画推進条例施行 ○「彩の国国際フォーラム 2000」開催、苦情処理機関の設置、訴訟支援の実施	○保育スタッフ制度創設 ○「See Saw」のサブタイトルを女性情報紙から男女共同参画情報紙に改称
○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○女性議会開催 ○女性相談事業開始 ○「志木市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」施行
○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設 ○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定	○「志木市男女共同参画推進条例」施行 ○まちづくり・環境推進部市民活動支援課男女共同参画文化施設等連絡調整グループ設置
	○男女共同参画市民意識調査実施 ○「第3次志木市男女共同参画基本計画」策定 ○「志木市男女共同参画審議会」「志木市男女共同参画庁内推進会議」設置



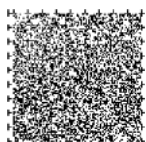
年	世界の動き	国の動き
平成 16 年 (2004 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正
平成 17 年 (2005 年)	○第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定
平成 18 年 (2006 年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成 19 年)
平成 19 年 (2007 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正
平成 20 年 (2008 年)		
平成 21 年 (2009 年)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表
平成 22 年 (2010 年)	○第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定
平成 23 年 (2011 年)	○UN Women 正式発足	
平成 24 年 (2012 年)	○第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（施行は平成 26 年） ○「日本再興戦略」（6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成
平成 26 年 (2014 年)	○第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW ! Tokyo2014)開催 ○「輝く女性応援会議」を開催
平成 27 年 (2015 年)	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○UN Women 日本事務局開設 ○「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) 採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成 28 年) ○「男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定



埼玉県動き	志木市の動き
○女性チャレンジ支援事業開始	
○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○男女共同参画市民意識調査実施 ○「第3次志木市男女共同参画基本計画」一部見直し
○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	○「女性相談」啓発カードを公共施設女子トイレ等に設置 ○「See Saw」を広報しきに定期掲載
○女性キャリアセンター開設	○企画部政策推進課人権推進室（男女共同参画担当）設置
○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定	○「志木市DV対策ネットワーク」及び「志木市DV対策庁内連携会議」設置 ○男女共同参画市民意識調査実施
○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	
	○第4次志木市男女共同参画基本計画「しき男女共同参画ハーモニープラン」策定
○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ○男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 ○産業労働部ウーマノミクス課設置、女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	
	○「志木市配偶者暴力相談支援センター」設置
	○男女共同参画市民意識調査実施



年	世界の動き	国の動き
平成 28 年 (2016 年)		○男女雇用機会均等法改正 ○育児・介護休業法改正 ○「第60回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） ○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定
平成 29 年 (2017 年)		
平成 30 年 (2018 年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
令和元年 (2019 年)	○国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の、「北京+25に関するアジア太平洋閣僚会合」が開催	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ○「労働施策総合推進法」改正
令和 2 年 (2020 年)	○第64回国連女性の地位委員会（CSW）「北京+25」会議	○育児・介護休業法改正 ○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成
令和 3 年 (2021 年)		



埼玉県動き	志木市動き
	○第5次志木市男女共同参画基本計画「しき男女共同参画ハーモニープラン」策定
○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	○男性相談事業開始
	○男女共同参画市民意識調査実施
	○第6次志木市男女共同参画基本計画策定



4 関係法令等

(1)日本国憲法（抄）

公布：昭和 21 年 11 月 3 日

施行：昭和 22 年 5 月 3 日

（国民の基本的人権の永久不可侵性）

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重）

第 1 3 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の授与）

第 1 4 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

2, 3 省略

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 2 4 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2)男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合

的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に

参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の

形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解

を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定

する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第三条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性

と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町

村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

(4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者

が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、

自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター

としての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者

であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、そ

の申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対

する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10

時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるとき

は、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会す

ることを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支

援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。

事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命

令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証をわせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規

定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第10条第1項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合、第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

(5)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年法律第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進

は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑

かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍

の推進に関する施策に関する重要事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更にについて準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じな

ければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくな

ったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなく

なったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条

の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基

づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の

状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(前文)

我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきている。

志木市においても、昭和 62 年に策定した「志木市婦人問題行動計画」や平成 8 年に策定した「しき・女と男のハーモニープラン」に基づき、市の特性に応じた様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだに多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化や国際化、情報化など、急激な社会経済情勢の変化に対応した新しい価値観の創造が求められている。

更に、首都近郊のベッドタウンとして急速に発展してきた本市では、出産及び子育て期の女性が本人の希望に反して就労の場から離れざるを得ない状況も多く、家庭生活や雇用分野における男女共同参画の推進が強く求められている。

今後、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、男女が互いの人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自らの意思で責任と役割を果たしていくことこそが、本市における重要課題である。

このような認識から、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、事業者等及び市民の将来にわたる責務を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又

は事業所等の事業活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画）

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動について対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）

第7条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解をし、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（市の責務）

第9条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の実現についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、事業者等及び市民と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

4 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な財政上等の措置を講ずるものとする。

（事業者等の責務）

第10条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積

極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。（性別による人権侵害の禁止）

第12条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 家庭等あらゆる場面におけるドメスティック・バイオレンス

（市民に表示する情報に関する留意）

第13条 何人も、市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者等に対する暴力行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（基本計画）

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、男女共同参画の推進に関する基本的な目標及び目標を達成するための施策の大綱を定めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、志木市男女共同参画審議会に諮問するとともに、事業者等及び市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制）

第15条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び促進するため必要な体制を整備するものとする。

（積極的格差是正措置）

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者等及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。
(普及啓発)

第17条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
(事業者等及び市民の活動に対する支援)

第18条 市は、事業者等及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
(苦情の申出への対応)

第19条 市長は、事業者等又は市民から次に掲げる苦情の申出を受けた場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(3) 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された旨の苦情

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、志木市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
(相談の申出への対応)

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、事業者等又は市民から相談の申出があった場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
(拠点施設の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに事業者等及び市民による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点施設の整備に努めるものとする。
(公共施設等における環境の整備)

第22条 市は、市が設置し、又は管理する公共施設等において、特に乳幼児を養育している男女の社会活動への参加を促進するために必要な設備の設置等、男女共同参画の推進に資するための環境の整備に配慮しなければならない。

(男女共同参画推進のための教育及び学習の支援)

第23条 市は、教育のあらゆる場において男女共同参画に配慮した教育に努めるとともに、生涯にわたって多様な選択を可能にする学習の支援に努めなければならない。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第24条 市は、男女が共に家庭生活等及び職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第25条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画社会の実現に関する理解及び取組を推進するため、毎年6月を志木市男女共同参画推進月間とする。

2 市は、男女共同参画推進月間において、男女共同参画社会の実現に向けた行事を実施するものとする。

(調査研究)

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第27条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 志木市男女共同参画審議会 (設置)

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、志木市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 苦情の申立ての処理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及

び重要事項

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第30条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者等の代表者
- (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の数は、男女同数とする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第19条第2項、第3章及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(7)志木市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成22年志木市告示第60号

(設置)

第1条 志木市男女共同参画推進条例(平成14年志木市条例第35号)第14条第1項に規定する男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、志木市男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的な目標の設定に関すること。
- (2) 前号の目標を達成するための施策の大綱に関すること。
- (3) 基本計画の案の策定に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、関係部課の主幹(相当職を含む。)以上の職にある者のなかから市長公室秘書政策課人権推進室長(以下「人権推進室長」という。)が指名する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は人権推進室長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、基本計画の案の策定が終了する日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が、特に必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の記録等)

第6条 人権推進室長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しなければならない。

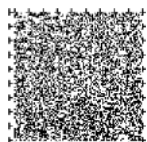
- 2 人権推進室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室秘書政策課人権推進室において処理する。

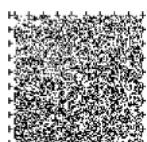
(その他)

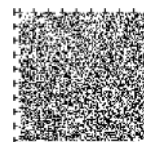
第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。



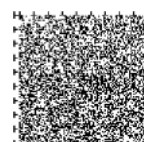
5 用語解説一覧

行	用語	説明	初出 ページ
あ	イニシアティブ	率先、構想、戦略などの意味の言葉。	p.4
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組むための行動計画。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている（101 人から 300 人までの企業は令和 4 年度 4 月施行）。	p.2
	エンパワメント	能力や権限を与えるという意味の言葉。 女性のエンパワメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけていくこと。	p.4
か	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。	p.11
	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。	p.21
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。	p.4
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。	p.6
	持続可能な開発目標(SDGs)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	p.5
	志民力人材バンク	本市では、「市民力」が生きる協働のまちづくりを推進するため、知識、経験、技能などを持った市民の皆さんを志民力人材バンクに登録し、市の各種審議会や審査会の委員などに登用している。	p.22





行	用語	説明	初出 ページ
さ	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	昭和54(1979)年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56(1981)年に発効。日本は、昭和60(1985)年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。	p.4
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。	p.2
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置づけている。国際的に見て遅れているわが国の女性の政治参画を積極的に推進することを目的とする法律。	p.6
	性の多様性	性のあり方には「からだの性(生物学的性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「性別表現(表現する性)」の4つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。	p.26
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。	p.16
	セクシュアル・マイノリティ	一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者を含む)などのこと。	p.26
た	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	p.2
	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定された。その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている。平成28(2016)年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取り扱いの防止措置の義務化が定められた。	p.5



行	用語	説明	初出 ページ
た	D V	ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女の間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。	p.2
	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組むための行動計画。国及び地方公共団体は、「事業主」としての立場も有しており、一般の事業主と区別するため、「特定事業主」という。	p.22
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。	p.2
ろ	労働力率	15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人を含む。	p.13
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。	p.16



第6次志木市男女共同参画基本計画

令和3年2月

発行 志木市

編集 市長公室 人権推進室

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

電話 048-473-1111（代表）

E-mail jinken@city.shiki.lg.jp

